第３期「あまがさきし地域福祉計画」の点検・評価について

【平成 30 年度】

平成 30 年８月

福祉課

-目次-

計画の進行管理と評価 P.1
１　計画の進行管理と評価 P.2
２　取り組みを進めるための視点 P.3
３　施策の展開方向と取り組み・方向性 P.4
４　各目標の進捗を図る指標 P.6
５　点検・評価シートの見方 P.8

点検・評価シート P.9
基本目標１　「支え合い」を育む人づくり
展開方向１　福祉学習の推進 P.10
展開方向２　地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援 P.11
展開方向３　地域福祉活動を支援する人材の育成 P.12
基本目標２　多様な主体の参画と協働による地域づくり
展開方向１　地域を支えるネットワークづくり P.13
展開方向２　地域での見守り、支え合いの充実 P.14
展開方向３　多様な手法による地域福祉活動の推進 P.15
展開方向４　社会福祉法人、企業、NPO 等による地域貢献の推進 P.16
基本目標３　誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり
展開方向１　包括的・総合的な相談支援体制の充実 P.17
展開方向２　権利擁護の推進 P.19
展開方向３　適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進 P.20
展開方向４　要配慮者（災害時要援護者）支援の推進 P.21
展開方向５　安全・安心に暮らせる環境整備 P.22

参考資料　関連事業一覧 P.23

計画の進行管理と評価

１　計画の進行管理と評価

　地域福祉計画は、その性格から対象となる事業が広範囲にわたるとともに、各分野別の計画とも関連が強いため、計画の進行管理や評価等にあたっては、庁内関係部局で構成する「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議において、市が実施している施策評価等及び地域福祉計画で定めた各目標の進捗を図る指標をもとに評価、進行管理を行います。

　あわせて、尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会において、毎年、取り組み状況の評価等について報告を行い、意見を頂くなどの方法により、取り組みの妥当性の検証や必要な改善策、評価方法の見直し等について検討を行うほか、進捗状況を把握するために「「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査」を第３期計画期間中に実施します。

　また、自治のまちづくりに向けて、地域における住民自治を支えるための地域振興センターをはじめとした地区施設の機能の再構築や人員の配置のあり方、身近な地域課題の解決に向けた地域住民の意思を反映した予算執行のあり方、さらには職員の意識醸成や能力形成などについて検討が行われる「地域振興のあり方」とも整合性を図りながら、取り組みを進めます。

　なお、国では、社会福祉法を改正し、地域福祉計画の充実（福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけるなど）をはじめとした地域課題の解決力を強化する取り組みを進めようとしています。そのため、今後、必要に応じて計画改定や推進体制の充実についても検討を行います。

第3期「あまがさきし地域福祉計画」の進捗管理の流れ（平成30年度以降）

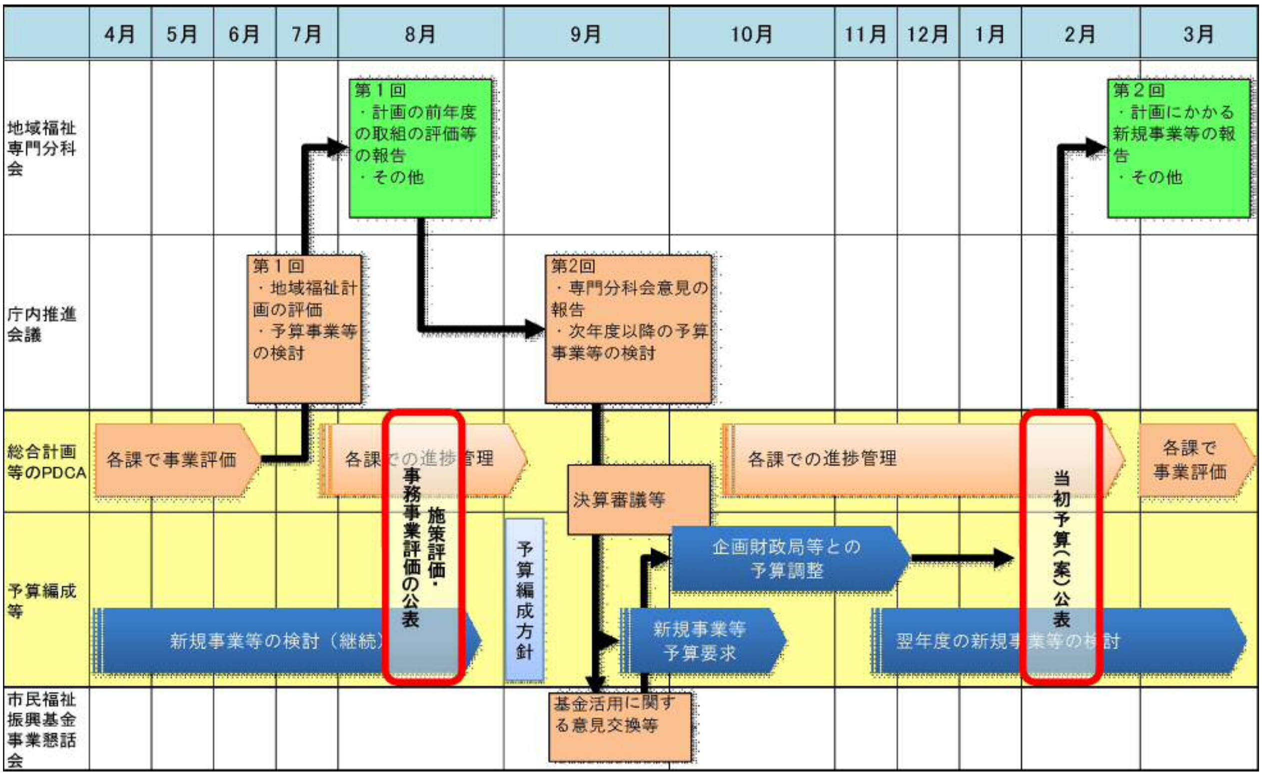

２　取り組みを進めるための視点

基本理念の実現に向けて具体的な各施策・事業の展開を図るために、第３期計画では、尼崎市民の福祉に関する条例及び尼崎市自治のまちづくり条例の考え方を基にした次の視点を踏まえ、取り組みを進めます。

また、これらの視点は取り組みを評価するためのポイントとしても活用していきます。

〇市民（当事者）主体の視点

全ての市民は、支援する側、支援を受ける側の双方の面をもっているため、みんながまちづくりの当事者として考え、行動することで、安心して暮らせる社会の実現につながります。尼崎市では、地域の特性に応じた身近な交流の場を通して、気軽に地域の課題を話し合い、それをきっかけに地域住民が主体的に考え、活動が行われています。

こうした身近な地域の課題等についての話し合いや学びを通して、全ての市民が地域社会への関心を持ち、まちづくりの当事者として主体的に地域福祉活動に参画していくことを推進します。

〇情報共有と参画・協働の視点

市民のまちづくりへの関心が高まり、主体的な参画が進んでいくためには身近な地域の課題を共有するとともに、多様な地域活動の主体が地域において活動しやすいように情報の共有が必要となります。そういった仕組みづくりとあわせて、行政の持つ様々な情報が、必要に応じて本人等の同意を得ながら提供されるよう取り組みます。

また、単独では解決できない課題の解決や、新たなまちづくりの取り組みが生まれるなど相乗効果が見込まれるため、多様な主体が社会や地域の一員として、また、まちづくりの当事者として対等な立場で参画し、適切な役割分担のもとで協働することを推進します。

〇総合化・効率化の視点

地域における課題は、公的なサービスだけではきめ細やかな対応が難しいため、公的サービスの総合的な提供に合わせて、地域の様々な力を活かした取り組みが求められます。

また、行政の各分野において様々な課題に対応するための多様な会議体が設置され、目的、構成員が類似、重複するなど縦割りによる非効率化が課題となっています。限られた資源を有効に活用し、多様なニーズに応えた質の高いサービスを包括的に提供するためにも、各分野の重複するような内容を可能な限り総合化して取り組みの効率化に努めます。

〇予防と早期把握の視点

地域の生活福祉課題の解決には、課題が複雑化、深刻化する前のできるだけ早い段階で、適切な支援につなげることが大切です。そのために、行政が持つ様々な情報を活用して、課題を抱える方を適切に把握するよう取り組むほか、市民からの相談に対しては表面化している課題に対応するだけでなく、潜在化している課題を把握し、情報提供や適切な支援につなぐことに努めます。

また、地域の個別課題は行政では把握が難しいこともあり、地域社会が個別課題を地域全体の課題として捉え、その発生を予防し対処していく取り組みを支援します。

３　施策の展開方向と取り組み・方向性

基本目標	展開方向	頁数	これからの取り組み･方向性	取り組みの視点			
				市民主体	情報共有・協働等	総合化・効率化	予防・早期把握
１「支え合い」を育む人づくり	(1)福祉学習の推進	P56	○地域の集まり、企業内研修など、あらゆる機会を通じて、地域課題に関心や理解を持つ層を増やす取り組みを進める。	○			○
			○交流･体験などを通じて仲間づくりや福祉活動への参加を促進するなど、参加者自身が自らの知識や能力を活用し、主体的に参加する意欲を高める取り組みを進める。	○			
			○子どもや学生が地域と関わり、地域に対する愛着や誇りが育まれるよう取り組む。	○	○		
			○次の担い手の育成に取り組むために、若い世代が地域課題の解決を体験的に取り組むことを推進する。	○			
			○「みんなの尼崎大学」の取り組みを活用し、福祉課題の解決に向けた意識を醸成するための体系的な学びの場を作る。	○		○	
	(2)地域福祉活動の担い手の発掘･育成･支援	P58	○インターネットを活用してSNS等により、若い世代に向けた地域活動の情報発信に取り組む。	○	○		
			○若い世代向けのボランティア講座等を行う市社会福祉協議会のボランティアセンターの活動を支援する。	○	○	○	
			○「あまがさきチャレンジまちづくり事業」において引き続き、福祉課題の解決に向けた取り組みを支援する。	○		○	○
			○地域福祉活動を希望する人の能力、希望に応じてマッチングを行う仕組みの充実を検討する。	○	○	○	○
	(3)地域福祉活動を支援する人材の育成	P60	○引き続き、地域での活動を支援する市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員に対する支援を行う。		○	○	○
			○各団体との連携に取り組むNPO法人の活動に対する支援について検討を行う。		○	○	
			○市民の活動を支援するために市職員に対して地域福祉に関する研修を実施する。		○	○	○
			○多様な福祉専門職が、地域住民と協働するための取り組みについて検討を進める。		○	○	○
２多様な主体の参画と協働による地域づくり	(1)地域を支えるネットワークづくり	P62	○地域を支える重層的なネットワーク構築に向けて市と市社会福祉協議会が連携して取り組む。	○	○	○	○
			○身近な生活圏域で、地域住民が「子育て」「高齢者等の見守り」などのテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。	○	○		○
			○地域の人々の学びやスキルを発揮して学校を支援する活動が進むことで、そうした活動に参加している地域住民、団体のつながりづくりを進める。	○	○	○	○
			○6地区に地域住民と各専門機関が課題を共有し、解決に向けて協議する（仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置に取り組む。	○	○	○	○
			○全市的な取り組みを様々な関係機関等と協議する（仮称）地域福祉推進協議会を設置する。		○	○	○
	(2)地域での見守り・支え合いの充実	P66	○訪問型の高齢者等の見守り活動とともに、通い型の高齢者ふれあいサロンなど、地域特性に合わせた多様な見守りによる支え合いを進める。	○			○
			○子どもに寄り添い地域のつながりの場にもなる取り組みが一層広がるよう検討する。	○			○
			○地域の様々な居場所が子どもから高齢者まで、また課題を抱えた当事者も含めて交流できる居場所に発展するよう取り組みを進める。	○		○	○
	(3)多様な手法による地域福祉活動の推進	P68	○ホームページ等を活用し、市民に向けて地域で行われている活動の情報提供を充実させる。		○	○	
			○活動への参加を希望する人の希望等に応じて地域活動につなげる市社会福祉協議会のボランティアセンターの取り組みを支援する。	○	○	○	
			○地域福祉活動の立ち上げ支援、有償ボランティアなどの、様々な手法による地域福祉活動の推進に向けた検討を行う。	○	○		○
			○先進的に取り組む活動事例をPRし、新たに地域福祉活動へ参画しようとする団体が取り組みやすい環境づくりを進める。		○		
			○市職員有志のボランティア活動や研修を推進し、職員の地域活動の参加促進に取り組む。	○			
			○ソーシャルビジネスの担い手が数多く集まり、生まれ育っていく環境づくりを進めるための支援策を検討する。		○		
	(4)社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進	P70	○社会福祉法人に対して、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを引き続き行う。		○	○	
			○社会福祉法人、企業、NPO、ボランティア団体の取り組みを市のホームページ等を活用して庁内外に発信する。		○		
			○社会福祉法人、企業、NPO等がそれぞれのつよみを活かし、協働して地域の課題に取り組むよう働きかける。		○	○	
			○社会福祉施設が地域の交流の場や福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。		○	○	

基本目標	展開方向	頁数	これからの取り組み・方向性	取り組みの視点			
				市民主体	情報共有・協働等	総合化・効率化	予防・早期把握
３誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	⑴包括的・総合的な相談支援体制の充実	P72	○市政出前講座やホームページなどを通じて行政等の各相談窓口について広く周知する。		○		
			○「しごと・くらしサポートセンター尼崎」の体制充実と地域、専門機関、行政の重層的なネットワーク強化により関係機関の活動を支援する。		○	○	
			○各相談窓口と連携し、地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組む。		○	○	○
			○市各窓口への研修を充実し、市職員一人ひとりが相談支援のワンストップ窓口であることを意識した早期把握、早期対応に取り組む。			○	○
			○関係機関と連携して、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。		○	○	○
			○「貧困の連鎖」を防止するための取り組みを進める。		○	○	○
			○福祉の専門的な支援に加え、法的支援などの様々な分野別の専門機関と連携するための取り組みを進める。		○	○	○
			○設置予定の子どもの育ちに係る支援センターで、子どもに関する幅広い範囲の総合相談や、総合的かつ継続的な支援を行うための拠点として取り組みを進める。		○	○	○
			○専門機関の支援終結後も、必要に応じて社会福祉協議会支部事務局と連携して地域福祉活動など地域の支え合いにつなぐ。	○	○	○	○
	⑵権利擁護の推進	P75	○虐待についての広報・啓発や成年後見等支援センターの周知を図るとともに各相談窓口や警察とも連携を深め迅速な対応に努める。	○	○		
			○（仮称）保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口と成年後見等支援センターが連携するために、一体的な設置を進める。			○	
			○福祉サービスの利用援助事業を推進することで、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進める。				○
			○関係機関のネットワーク強化に努め、福祉サービスの利用支援、虐待等の早期発見、迅速な対応などの取り組みを進める。		○	○	○
			○障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取り組みの広報・啓発、障がい者差別の相談事例等の共有により差別解消に努める。	○	○		○
			○市職員に対して虐待やDV防止、差別解消に向けた研修等に取り組む。				○
	⑶適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進	P77	○適切な福祉サービスの確保に向けて、市の関係各課が連携し指導監査等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。			○	○
			○意思疎通に課題を抱える市民を支援し、様々な媒体を活用して必要な情報を取得するための制度などの情報提供に努める。		○		○
			○障がい特性に応じて、必要な情報が合理的な配慮のもとで適切に確保、利用できるよう、広報、啓発等に取り組む。	○	○		○
			○地域課題の共有・解決策の検討のために、行政の様々な情報を地域の関係者や団体、専門機関で適切に共有する方法を検討する。	○	○	○	○
			○将来的な取り組みとしてICT（情報通信技術）を活用して様々な情報を関係機関の間で共有し、支援の一体的提供の仕組みの検討を進める。		○	○	○
	⑷要配慮者（災害時要援護者）支援の推進	P79	○避難行動要支援者名簿を整備するとともに、災害時に備えて日頃のつながり作りの大切さ等についての啓発を行う。	○			○
			○尼崎市避難行動要支援者避難支援指針をもとに、避難行動要支援者の避難支援体制を市民、事業者、関係団体、関係機関とともに整備する。	○			○
			○社会福祉施設等に協力要請を行ない、福祉避難所の拡大等に努める。		○		○
			○災害時要援護者支援連絡会での意見を踏まえて、福祉避難所の運営マニュアル等の作成を進める。	○			○
	⑸安全・安心に暮らせる環境整備	P81	○高齢者等の見守り活動等とも連携し、各世代に応じた消費者教育や啓発活動を行う。	○	○		○
			○普段の散歩等、市民それぞれの日常生活の中で気軽に参加できる防犯活動を進める。	○			○
			○防犯カメラの設置効果について検証を行い、今後のあり方について検討を進める。				○
			○住宅・住環境の整備を促進するとともに、放置自転車の対策など、誰もが安全・安心に暮らしやすい環境整備に取り組む。				○

※　４つの視点は全ての取り組みの基本となりますが、そのうち「これからの取り組み・方向性」において、特に重視していく視点に“○”を記載しています。

4　各目標 の進捗を図る指標

目標	展開方向	評価指標	基準値（※3）	目指す方向
1「支え合い」を育む人づくり				
	(1)福祉学習の推進			
		①ボランティア活動などの地域の支え合い活動に「興味・関心がある」と答えた市民の割合	74.1%	⇗
		【指標の考え方】　市民のボランティア活動等に興味をもつ意識の醸成を評価するため、アンケート調査（※1）において、市民がボランティアなどの地域の支え合い活動に対して「興味・関心はない」「不明」以外の項目を回答した割合を増やします。		
		②みんなの尼崎大学と連携し、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースの受講者数	―	⇗
		【指標の考え方】　みんなの尼崎大学と連携して、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースを設置し、その受講者を増やすことに取り組みます。		
	(2)地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援			
		①ボランティア活動など地域の支え合い活動に参加する市民の割合	12.1%	⇗
		【指標の考え方】　地域福祉活動の担い手が増えているかどうかを評価するため、アンケート調査（※1）において、市民がボランティア活動など地域の支え合い活動へ「参加している」と回答した割合を増やします。		
		②あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数	51団体	⇗
		【指標の考え方】　地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やします。		
	(3)地域福祉活動を支援する人材の育成			
		民生児童委員及び福祉事業者が普段の活動の中で相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」を選択した割合　民生児童委員	15.8%	⇗
		民生児童委員及び福祉事業者が普段の活動の中で相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」を選択した割合　福祉事業者	18.4%	⇗
		【指標の考え方】　地域福祉活動専門員が、民生児童委員や福祉事業者との連携状況を把握するために、アンケート調査（※1）において、民生児童委員及び福祉事業者が、普段の相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」と回答する割合を増やします。		
2多様な主体の参画と協働による地域づくり				
	(1)地域を支えるネットワークづくり			
		（仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置数	―	⇗
		【指標の考え方】　地域のネットワークの構築に向けて6地区での（仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置に向けて取り組みます。		
	(2)地域での見守り、支え合いの充実			
		①担当区域で地域福祉活動が行われていると答えた民生児童委員の割合	68.0%	⇗
		【指標の考え方】　地域での見守り、支え合い活動が行われているかどうかを把握するために、アンケート調査（※1）において、地域における身近な相談支援窓口である民生児童委員が、自分の担当区域における地域福祉活動を把握していると回答した割合を増やします。		
		②高齢者等見守り安心事業及び高齢者ふれあいサロンの実施数	―	⇗
		【指標の考え方】　高齢者等見守り安心事業の実施地区数及び高齢者ふれあいサロンの実施箇所数を増やすことに取り組みます。		
		③食や学習支援などを通して子どもに寄り添う地域の居場所の数（※2）	5か所	⇗
		【指標の考え方】　食や学習支援などを通して、子どもに寄り添う地域の居場所づくりを支援することで、そうした居場所の数を増やすことに取り組みます。		
		④孤立感を感じている市民の割合	35.9%	⇘
		【指標の考え方】　様々な地域での見守り、支え合い活動が行われることで、総合計画のアンケート調査において、地域の中で孤立していると感じている市民の割合を減らします。		
	(3)多様な手法による地域福祉活動の推進			
		①小地域福祉活動実施団体数（延べ）	658件	⇗
		【指標の考え方】　地域福祉活動の広がりを評価するために、小地域福祉活動の実施団体数を増やします。		
		②あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数	51団体	⇗
		【指標の考え方】　地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やします。		
		③ソーシャルビジネスの支援数	―	⇗
		【指標の考え方】　ソーシャルビジネスの手法により、尼崎市が抱える課題、これから先に顕著化してくる課題の解決を目指す取り組みを支援するために、尼崎市ソーシャルビジネス支援メニューで支援した団体数を増やします。		
	(4)社会福祉法人、企業、ＮＰＯ等による地域貢献の推進			
		地域において何らかの活動に「特に取り組んでいる」と答えた福祉事業者の割合	75.2%	⇗
		【指標の考え方】　福祉事業者の地域貢献の推進を図るため、アンケート調査（※1）において、福祉事業者が、地域において何らかの活動に「特に取り組んでいない」「不明」以外を回答した割合を増やします。		

※1　「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査」の項目による。　※2　こども政策課把握数

※3　「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査の項目は平成28年度、それ以外は平成27年度を基準とする。

目標	展開方向	評価指標	基準値（※3）	目指す方向
3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり				
	(1)包括的・総合的な相談支援体制の充実			
		①困り事があった時に「相談できる人はいない」「相談しようと思わない」と答えた市民の割合	3.7%	↘
		【指標の考え方】 市民が課題を抱えたときに相談しやすい体制が構築できているかを評価するため、アンケート調査（※1）おいて、市民が困りごとがあった時に「相談できる人はいない」「相談しようと思わない」と答えた市民の割合を減らします。		
		②自立相談支援窓口に相談した市民の割合	0.015%	↗
		【指標の考え方】 早期把握に取り組む生活困窮者自立支援制度の自立相談支援窓口である「しごと・くらしサポートセンター尼崎」（平成27年4月開設）に相談に来所した市民の割合を増やします。		
	(2)権利擁護の推進			
		成年後見制度利用支援事業の利用者数	51人	↗
		【指標の考え方】 権利擁護の推進を評価するために、成年後見制度利用支援事業の利用者数を増やします。		
	(3)適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進			
		①福祉事業者が地域へ福祉等に関する情報発信をしている割合	28.8%	↗
		【指標の考え方】 福祉サービスを提供する福祉事業者が、地域に対する情報の発信ができているかどうかを評価するために、アンケート調査（※1）において、福祉事業者が地域への福祉等に関する情報発信をしていると回答した割合を増やします。		
		②意思疎通支援事業の利用者数	81人	↗
		【指標の考え方】 課題を抱えた方の情報利用が推進できているかどうかを評価するために、意思疎通支援事業における手話通訳及び要約筆記の利用者数を増やします。		
	(4)要配慮者（災害時要援護者）支援の推進			
		①地域にお住まいの要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のために日頃から「取り組んでいる（取り組もうとしている）」と答えた市民等の割合　市民	22.2%	↗
		民生児童委員	82.1%	
		福祉事業者	75.2%	
		【指標の考え方】 要配慮者（災害時要援護者）支援の推進を評価するため、アンケート調査（※1）において、市民、民生児童委員、福祉事業者が要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のために日頃から「取り組んでいることはない」「不明」以外の項目を回答した割合を増やします。		
		②要配慮者（災害時要援護者）支援協力団体数	—	↗
		【指標の考え方】 避難行動要支援者名簿を受け取った地域の団体の数を増やします。		
	(5)安全・安心に暮らせる環境整備			
		日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合	58.8%	↗
		【指標の考え方】 安全・安心に暮らせる環境が整備されているかどうかを評価するために、総合計画のアンケート調査における日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合を増やします。		

※1　「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査」の項目による。

※3　「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査の項目は平成28年度、それ以外は平成27年度を基準とする。

5　点検・評価シートの見方

第３期地域福祉計画の基本理念達成のために設定した３つの基本目標になります。

計画の基本目標の進捗を図る指標になります。基準値は「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査の項目は平成 28 年度、それ以外は平成 27 年度を基準とし、目指す方向を矢印で示しています。

基本目標ごとに設定された施策の展開方向を記載しています、展開方向は全部で 12 方向あり、この展開方向ごとに点検・評価シートを作成しています。

基本目標１	支え合いを育む人づくり	展開方向３	地域福祉活動を支援する人材の育成

	評価指標		基準値	方向性	H29	H30	H31	H32	H33	説明等
1	民生児童委員及び福祉事業者が普段の活動の中で相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」を選択した割合	民生児童委員	15.8%	↑	–	–	–	–	–	地域福祉活動専門員が、民生児童委員や福祉事業者との連携状況を把握するために、アンケート調査において、民生児童委員及び福祉事業者が、普段の相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」と回答する割合を増やす。
		福祉事業者	18.4%	↑	–	–	–	–	–	

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	地域の活動をつなぐ中心的な役割を果たす市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員に対しての支援を行う。
関連主要事業	(1)地域福祉推進事業
(1)市社協のアドバイザーとしての学識経験者を配置する経費とともに、市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）の研修経費を補助することで、住民ニーズの多様化・複雑化に対応するための専門性の向上に向けた支援を行った。	
取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	各団体との連携に取り組むNPO法人等の取り組みに対しての支援について検討を行う。
関連主要事業	(1)地域福祉推進事業
(1)市内で活動する市民活動団体との意見交換を実施したほか、市社協や子ども子育てコミュニティワーカーと連携して、大学に対し、市民活動団体への学生の参加を働きかけたことで、市民活動団体が授業で活動を紹介する等、市民活動団体と大学との新たなつながりが生まれた。	
取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	窓口で地域課題に接する市職員一人ひとりが、市民が行う活動を支援するために多様な主体をつなぐことを意識するよう地域福祉に関する研修を実施する。
取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	多様な福祉専門職が、地域住民と協働するための取り組みについて検討を進める。

基本目標の展開方向にある取組内容と実績等になります。
取組・方向性（Ｐｌａｎ）に基づく平成 29 年度の関連主要事業の取組内容・実績等（Ｄｏ）を記載しています。

計画の取り組みを進めるための４つの視点（①市民(当事者)主体の視点　②情報共有と参画・協働の視点　③総合化・効率化の視点　④予防と早期把握の視点）を踏まえた展開方向ごとの点検・評価（Ｃｈｅｃｋ）を記載しています。

基本目標の展開方向ごとの今後の取組方向（Ａｃｔ）となります。

取組・方向性	活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	H30	H31	H32	H33
①	研修受講者数	→	H29	282	回	282				
	考え方　地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーターを兼務）の専門性の向上のため、研修への参加を持続し専門性を確保する。									
②	（活動指標なし）									
	考え方									
③	自治のまちづくり条例に係る職員研修の受…									
	考え方　自治まちづくりに必要な職…									
④	（活動指標なし）									
	考え方									
	考え方									
	考え方									
	考え方									

計画の基本理念の実現に向けて、基本目標ごとに位置づけられた施策の展開方向の取り組み・方向性の進捗を図る活動指標となります。
基準値は、計画の策定年度である平成 28 年度を基本とし、それ以外は平成 29 年度の値を記載しています。
また、各指標の目指す方向を矢印で示すとともに、実績値の推移や指標に関する考え方を記載しています。

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）

①課題を抱える方の早期把握や潜在化している課題を把握するためにも、今後も地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーターを兼務）の専門性の向上が必要である。
②様々な地域活動に取り組むＮＰＯ法人等に対し、必要な情報提供や関係団体等とのつながりづくりをするなど支援を進めている。
③市職員一人ひとりが自治のまちづくりに必要な役割を理解することは地域福祉推進にとっても必要なことであり、引き続き、研修の実施が必要となる。
④地域の課題が多様化、複雑化する中で、専門分野に関わらない専門職同士のより一層の連携が必要である。

今後の取り組み（Ａｃｔ）

①引き続き、市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーターを兼務）の専門性の向上に向けた支援を行う。
②引き続き、NPO等の活動内容を把握するとともに、必要な支援について検討を進める。
③市民活動や協働等をテーマとした職員研修の実施に取り組むほか、地域課題に接する機会の多い南部・北部保健福祉センター職員を対象とした、地域との連携に資する研修等を実施する。
④引き続き、福祉の専門職が地域住民と協働するための取り組みについて検討を行う。

委員の意見

社会保障審議会地域福祉専門分科会委員からいただいた意見等を記載します。
なお、いただいたご意見については、あまがさきし地域福祉計画庁内推進会議において、関係所管課に提示する予定です。

点検・評価シート

基本目標１	支え合いを育む人づくり	展開方向１	福祉学習の推進

	評価指標	基準値	方向性	H29	H30	H31	H32	H33	説明等
1	ボランティア活動などの地域の支え合い活動に「興味・関心がある」と答えた市民の割合	74.1%	↑	—					市民のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等に興味を持つ意識の醸成を評価するためｱﾝｹｰﾄ調査でﾎﾞﾗﾝﾃｨｱなどの地域の支え合い活動に対して「興味・関心はない」「不明」以外の項目を回答した割合を増や
2	みんなの尼崎大学と連携し、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースの受講者数	—	↑	351					みんなの尼崎大学と連携して、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースを設置し、その受講者を増やすことに取り組む。

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	地域の集まり、企業内研修など、あらゆる機会を通じて、地域課題に関心や理解を持つ層を増やす取り組みを進める。
関連主要事業	⑴地域福祉推進事業　⑵人権啓発活動事業、⑶家庭・地域教育推進事業、⑷人権啓発事業、⑸企業内人権研修推進事業　⑹市民参加・交流・連携推進事業

⑴社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務：各支部２人計12人配置））が、地域の集まり等において地域課題に関する啓発を行うほか、地域福祉活動の理解促進に向けた講座等を開催した。
⑵人権啓発冊子を91,000部作成し、幼小中高校及び各施設への配布、地域への回覧等を行い市民の人権意識の高揚と定着を図った。また、人権問題を正しく認識するために積極的に取り組もうとする市民グループに委託し、人権教育を推進するための学習事業を展開する人権教育小集団学習会を通じて各校園のＰＴＡを中心に人権学習を行った。
⑶家庭や地域の教育力の向上を図るため、家庭教育を支援する講座や、世代を超えた交流の場の提供等を行うとともに、家庭を支える地域づくりを進める講座を実施した。
⑷同和問題や様々な人権問題にかかる講演会等を公民館・地域総合センターで実施し、特に性的マイノリティを各施設の共通テーマとして連続した講演会を実施したほか、市報特集記事による啓発、ＦＭラジオで人権感覚を磨くためのスポット放送を行った。
⑸企業人権・同和教育合同研究会に委託し、人権・同和問題に関する研修会・講演会を実施し、研修後のアンケートでは満足度の高い結果が得られた。
⑹障害者の生きがいの醸成と社会参加を促進するとともに、共生社会の実現に向けて公民館において障害者と健常者が教養・生活文化・レクリエーション等で交流する講座等を開催した。（受講者数 H29:9,526人）

取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	交流･体験などを通じて仲間づくりや福祉活動への参加を促進するなど、参加者自身の知識や能力を活用して行う地域貢献が自己実現にもつながること実感し、主体的に参加する意欲を高める取り組みを進める。
関連主要事業	⑴みんなの尼崎大学事業　⑵親子ボランティア体験学習事業、⑶生涯学習推進事業、⑷社会教育・地域創生事業

⑴まちの課題等を持ち寄り、参加者同士がアイディアを出し協力し合う「みんなの尼崎大学放課後ミーティング」を月１回開催し、異なる市民グループが協力し主体的に行動する事例が生まれ、まちの課題を自分ごととして考え、行動するきっかけとなった。また、みんなのサマーセミナーを初めて市立高校で開催し、346講座、述べ5,300人の参加があり、まちの人たちが知識や経験を教え学び合うことを通じて、自身の知識や能力を活用し、主体的に参加する意欲を高める取組みを進めた。
⑵新たに「親子de手話学習体験」を実施し、聴覚障害について学び、聴覚障害者との交流体験を行ったところ、定員を超える申込があり、また、参加者から障害に対する理解が深まったとの評価があり、概ね好評であった。
⑶市内在住・在勤の外国人が、地域住民として支障なく社会生活を営み、地域社会に参加できるよう、多くの市民ボランティアが中心となって日本語よみかき学級を運営しており、受講者は年々増加傾向にあるため待機者が出ている。（受講者数 H29:4,772人）
⑷多様化する地域課題や現代社会の問題などに焦点をあてた講座等を実施し、地域に内在する課題に気づくきっかけを与え地域で主体的な活動を行う人材の育成を図った。

取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	学校教育を地域が支える取り組みを進めることで、子どもや学生が地域と関わり、地域に対する愛着や誇りが育まれるよう取り組む。
関連主要事業	⑴学社連携推進事業　⑵トライやる・ウィーク推進事業　⑶ティーンズミーティング事業

⑴学校の求めと地域の力をマッチングし、より効果的な学校支援が行えるよう推進員（コーディネーター）を小学校に配置し、地域学校協働本部（地域と学校が協働する体制）の設置を進めた。
⑵５日間の職場体験活動や文化・芸術創作体験活動などに取り組むトライやる・ウィークを通じて、子どもが地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み「生きる力」の育成に取り組んだ。【参加生徒数（満足度） H29:3,092人（89%）】
⑶子どもの思いや考えを聴き、子どもの声をワークショップ等を通じ地域住民等に伝えることで、子どもと地域の関わりを深めていく取り組みを進めた。

取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	地域社会への関心を高めるとともに、課題解決に向けた知識や技術を学び、次の担い手となるよう、若い世代が地域課題の解決に体験的に取り組むことを推進する。
関連主要事業	⑴社会福祉関係団体補助金　⑵あまがさきチャレンジまちづくり事業（あまらぶジュニアコース）

⑴市社協の活動を補助することで、小中学生対象の高齢者疑似体験や手話体験が行われた。
⑵次世代の地域活動を担う高校生を対象とした「あまらぶジュニアコース」に申請のあった3グループに対し、補助決定を行い、青少年のシチズンシップの育成及び地域活動に取り組むきっかけづくりに取り組み、参加した高校生からは地域活動への参加のきっかけになったとの声があるなど一定の成果があった。

取組・方向性⑤（Ｐｌａｎ）	みんなの尼崎大学の取り組みを活用し、福祉課題の解決に向けた意識を醸成するための体系的な学びの場を作る。
関連主要事業	⑴地域福祉推進事業　⑵みんなの尼崎大学事業

⑴公民館などの関係各課と市民活動団体との協働による福祉学習を推進するため、その経費の一部を支出する取組を試行的に実施した。その結果、壮年期のひきこもり等の制度の狭間にある福祉課題に関する学びの場の創出につながった。（評価指標２）
⑵市内の学びの情報やその魅力を発信するための「みんなの尼崎大学学びの検索サイト」に「ささえあい分野」を設定し、様々な福祉に関する講座等を登録する仕組みを構築した。

取組・方向性	主な活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	H30	H31	H32	H33
①	地域福祉活動の理解促進に向けた講座等数（延べ）	↑	H29	176	回	176				
	考え方：地域福祉活動専門員（生活支援コーディネータ兼務）が市民に対して行った講座等の開催数を増やす									
②	みんなのサマーセミナー延べ参加者数	↑	H29	5,300	人	5,300				
	考え方：市民との協働事業である「みんなのサマーセミナー」の延べ参加者数を増やす									
③	地域学校協働本部の実施校数	↑	H28	7	校	18				
	考え方：市内の全小学校41校での設置目指し、実施校数を増やす									
④	あまらぶジュニアコース補助団体数	↑	H28	2	件	3				
	考え方：高校生の地域活動への参加のきっかけになるよう、補助団体数を増やす									
⑤	みんなの尼崎大学学びの検索サイト「ささえあい分野」の登録講座数	↑	H29	19	件	19				
	考え方：平成29年度から実施したみんなの尼崎大学学びの検索サイトにおいて、「ささえあい分野」の登録講座を増やす									
	考え方									
	考え方									

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）

①市や市社協それぞれが、人権や地域課題に関する講演会を開催しており、様々な世代に対して、地域課題や学びの場の提供が進められた。
②みんなの尼崎大学の取組により、異なる市民グループが自発的・主体的に解決に取り組もうとする事例が見られるなど、交流・体験のできる学びの場を増やすことで主体的に参加しようとする取組が進んでいる。
③子どもや学生が地域と関わる取組があることで、地域に対する意識の醸成が進んでいる。
④若い世代が地域課題の解決に取り組むことで地域活動への参加のきっかけとなる等、将来の担い手づくりが進んでいる。
⑤市が市民活動団体と協働した福祉学習の推進を進めることで、新たな福祉課題に関する学びの場の広がりとともに、当事者家族等による交流につながった。

今後の取り組み（Ａｃｔ）

①②引き続き、公民館・地域振興センターや市社協などと連携し、福祉に関心の低い市民が気軽に参加できるテーマや、市民の身近な課題・関心に応じた講座、交流や体験型の講座など、身近な地域で行う様々な福祉学習を推進することで、市民が主体的に地域課題に関心をもち、取り組もうとす意識を醸成していく。
③引き続き、地域学校協働本部（地域と学校が協働する体制）の設置を学校関係者や地域へ一層周知するとともに、各学校での取組が持続可能となるよう人材発掘や研修等の支援が必要である。
④より一層地域で取組をすすめるために、平成30年度の新規事業「支え合いの人づくり支援事業」により、高校生、大学生が福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組を支援する。
⑤みんなの尼崎大学を活用した福祉学習の集約と効果的な情報発信について検討していく。

委員の意見

基本目標１	支え合いを育む人づくり	展開方向２	地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援

	評価指標	基準値	方向性	H29	H30	H31	H32	H33	説明等
1	ボランティア活動など地域の支え合い活動に参加する市民の割合	12.1%	↑	−					地域福祉活動の担い手が増えているかどうかを評価するため、アンケート調査において、市民がボランティア活動など地域の支え合い活動へ「参加している」と回答した割合を増やす。
2	あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数	57団体	↑	53					地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やす。

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	若い世代に地域の活動を幅広く知ってもらうために、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などインターネットの活用等による情報発信に取り組む。
関連主要事業	⑴市民活動情報発信事業、⑵市のHP、SNS(LINE、Facebook、Twitter）などでの情報発信

⑴インターネット上で市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行う市民活動のポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」の平均月間アクセス数は、平成28年度に比べ増加したものの、「市民活動についての双方向の情報送受信のポータルサイト」として、連動するFacebookページのさらなる活用が必要となる。
⑵子どもから大人までを対象とした、幅広い身近な学びの情報だけでなく、学んだことや得意なことを活かせる場所が掲載されている年2回発行の尼崎の「学び」の情報を集めたフリーペーパーをHPに掲載し情報発信を行った。
⑵また、「子育てコミュニティワーカー日記」を通じて、市の子育てコミュニティワーカーが様々な地域の子ども・子育て支援活動団体の取組内容についての情報発信を行った。

取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	高校生などの若い世代を対象にボランティア講座等を開催し、その参加者がボランティア講座の企画、運営に参加するなど成果があらわれている。この企画等を行う市社会福祉協議会のボランティアセンターを支援する。
関連主要事業	⑴社会福祉関係団体補助金

⑴市社協ボランティアセンターの運営費を補助することで、学校等に対して福祉学習や研修等に必要な福祉機器・用具等の貸出、活動場所の提供等が行われたほか、小中学校に市社協職員及び活動中のボランティアを講師として派遣すること等により、小中学生対象の高齢者疑似体験や手話体験が開催された。

取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	市民が自ら考え、力を合わせて取り組む公益的な事業を支援する「あまがさきチャレンジまちづくり事業」等において、福祉課題の解決に向けた取り組みを支援する。
関連主要事業	⑴あまがさきチャレンジまちづくり事業　⑵地域福祉推進事業

⑴地域の課題解決に取り組む地域で活動を行う団体、グループが実施する事業に対し補助する「あまがさきチャレンジまちづくり事業」は、新規申請団体9件を含み、地域活動の促進に一定の効果をあげた。
⑵高校生、大学生と市民活動団体が協働して取り組む防災マップづくり、避難訓練などの防災教育を支援するとともに、市民活動団体や教育機関と連携し、若い世代を将来主体的に地域活動に参画する人材に育成するための地域との関わり方や仕組みについて検討を進めた。

取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	平成29年度から介護保険制度の総合事業において、新たな担い手の拡大に向けた「生活支援サポーター」の養成に取り組むとともに、「生活支援サポーター」をはじめ、地域福祉活動を希望する人の能力、希望に応じてマッチングを行う仕組みの充実を検討する。
関連主要事業	⑴生活支援サポーター養成事業、⑵社会福祉関係団体補助金

⑴尼崎市生活支援サポーター養成研修を実施し、当初目標の300人超える315人が研修修了したものの、就労への結びつけが十分できていない。
⑵社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が各支部事務局に設置した『ささえあい地域活動センター「むすぶ」』において、各支部ボランティア講座等の受講者の中で地域活動への参加を希望する人を活動につなげる取組を進めた。

取組・方向性	主な活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	H30	H31	H32	H33
①	市民活動ポータルサイト平均月間アクセス数	↑	H28	2,103	件	2,866				
	考え方：市民活動ポータルサイトの年間アクセス数の月平均件数を増やす									
②	市社協ボランティアセンター講座開催数	↑	H28	49	回	44				
	考え方：市社協ボランティアセンターが開催した講座回数を増やす									
③	（評価指標2を参照）									
	考え方									
④	生活支援サポーター養成研修修了者数	↑	H29	315	人	315				
	考え方：高齢者を支える担い手の裾野の拡大に向けて生活支援サポーター養成研修の修了者数を増やす									
	考え方									
	考え方									
	考え方									

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）

①様々な分野で、市のHP等を活用した情報発信が進められているものの、若い世代が活用しているSNSを活用した情報発信についても充実が必要となる。
②市社協の活動を補助することで、幅広い世代への福祉学習の提供が行われており、担い手の裾野の拡大に向けた取組が進められている。
③あまがさきチャレンジまちづくり事業において、市民が主体的に取り組む活動を支援しているものの、さらなる支援が必要となる。
④生活支援サポーター養成研修修了者等の担い手の確保は進められているものの、活動への結びつけの検討が必要となる。

今後の取り組み（Ａｃｔ）

①引き続き、市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」や市のHPを積極的に活用するほか、SNSを活用した効果的な周知・PRについて検討する。
②新たな担い手づくりに取り組む市社協ボランティアセンターの運営に対して、引き続き補助を継続する。
③平成30年度の新規事業「支え合いの人づくり支援事業」により、高校生、大学生が福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組を支援する。
④ハローワークと連携し、市内事業所への求人情報の提供とともに研修修了者に対して求職登録の案内を行うほか、定期的に就労のための面接会等を開催していく。

委員の意見

基本目標１	支え合いを育む人づくり	展開方向３	地域福祉活動を支援する人材の育成

	評価指標		基準値	方向性	H29	H30	H31	H32	H33	説明等
1	民生児童委員及び福祉事業者が普段の活動の中で相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」を選択した割合	民生児童委員	15.8%	↑	－	－	－	－	－	地域福祉活動専門員が、民生児童委員や福祉事業者との連携状況を把握するために、アンケート調査において、民生児童委員及び福祉事業者が、普段の相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」と回答する割合を増やす。
		福祉事業者	18.4%	↑	－	－	－	－	－	

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	地域の活動をつなぐ中心的な役割を果たす市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員に対しての支援を行う。
関連主要事業	⑴地域福祉推進事業

⑴市社協のアドバイザーとしての学識経験者を配置する経費とともに、市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）の研修経費を補助することで、住民ニーズの多様化・複雑化に対応するための専門性の向上に向けた支援を行った。

取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	各団体との連携に取り組むNPO法人等の取り組みに対しての支援について検討を行う。
関連主要事業	⑴地域福祉推進事業

⑴市内で活動する市民活動団体との意見交換を実施したほか、市社協や子ども子育てコミュニティワーカーと連携して、大学に対し、市民活動団体への学生の参加を働きかけたことで、市民活動団体が授業で活動を紹介する等、市民活動団体と大学との新たなつながりが生まれた。

取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	窓口で地域課題に接する市職員一人ひとりが、市民が行う活動を支援するために多様な主体をつなぐことを意識するよう地域福祉に関する研修を実施する。
関連主要事業	⑴自治のまちづくり条例推進事業　⑵みんなの尼崎大学事業費　⑶地域福祉推進事業

⑴まちづくりに関わる市民・事業者・行政の基本的な役割を規定した「尼崎市自治のまちづくり条例」をツールとして、自治のまちづくりに必要な職員の役割（職員が市民とともに考え、行動しながら必要な姿勢や能力を磨き、まちづくりに関わる主体の間をつないでいく役割）について理解を深めるため職員研修を実施した。（新採職員研修167人、3年目職員研修204人、新任役職者研修82人）
⑵職員が地域で活動している人や団体と出会う「尼崎市民活動図鑑」を職員研修として開催し、15団体、職員42名が参加する中で、行政と市民団体がお互いの得意を活かして事業を企画、開催するなど連携事例が生まれた。
⑶課題を抱えた市民と接する機会の多い南北保健福祉センターの職員を対象に、民生児童委員や市社協、地域の見守り活動等の地域の活動についての研修を実施した。

取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	多様な福祉専門職が、地域住民と協働するための取り組みについて検討を進める。
関連主要事業	⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業　⑶地域社会の子育て機能向上支援事業

⑴⑵高齢者の生活支援等について住民主体で話し合う介護保険制度の「協議体」を基盤とした地域福祉ネットワーク会議では、各地区の特性に合わせた多様な活動主体や専門職が参加し、地域活動の共有や地域課題の解決に向けて取組がすすめられた。
⑴地域の身近な窓口である市社協職員や民生児童委員、各相談支援機関等を対象に、連携する上で課題となる個人情報に関する講演会を実施したことで、ともに課題解決に取り組む意識の醸成につながった。
⑶子育てコミュニティワーカーが、地域に出向く中でグループ活動に対して助言・情報提供を行うとともに、将来助産師や保育士など子どもに関わる職業を志望する学生に対してロールプレイを行うなどの手法を工夫したワークショップを実施した。

取組・方向性	活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	H30	H31	H32	H33
①	研修受講者数	→	H29	282	回	282				
	考え方：地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーターを兼務）の専門性の向上のため、研修への参加を持続し専門性を確保する。									
②	（活動指標なし）									
	考え方									
③	自治のまちづくり条例に係る職員研修の受講者数	↑	H29	453	人	453				
	考え方：自治まちづくりに必要な職員の役割について、理解を深めるために職員研修への参加者を増やす									
④	（活動指標なし）									
	考え方									
	考え方									
	考え方									
	考え方									

計画の評価（ＣｈｅｃＫ）

①課題を抱える方の早期把握や潜在化している課題を把握するためにも、今後も地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）の専門性の向上が必要である。
②様々な地域活動に取り組むNPO法人等に対し、必要な情報提供や関係団体等とのつながりづくりをするなど支援を進めている。
③市職員一人ひとりが自治のまちづくりに必要な役割を理解することは地域福祉推進にとっても必要なことであり、引き続き、研修の実施が必要となる。
④地域の課題が多様化、複雑化する中で、専門職同士のより一層の連携が必要である。

今後の取り組み（Ａｃｔ）

①引き続き、市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）の専門性の向上に向けた支援を行う。
②引き続き、NPO等の活動内容を把握するとともに、必要な支援について検討を進める。
③市民活動や協働等をテーマとした職員研修の実施に取り組むほか、地域課題に接する機会の多い南部・北部保健福祉センター職員を対象とした、地域との連携に資する研修等を実施する。
④引き続き、福祉の専門職が地域住民と協働するための取組について検討を行う。

委員の意見

基本目標２	多様な主体の参画と協働による地域づくり	展開方向１	地域を支えるネットワークづくり

	評価指標	基準値	方向性	H29	H30	H31	H32	H33	説明等
1	地域福祉ネットワーク会議の設置数	－	↑	6					地域のネットワークの構築に向けて6地区での地域福祉ネットワーク会議の設置に向けて取り組む。

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	地域を支える重層的なネットワーク構築に向けて、市社会福祉協議会の体制の強化に向けた支援を行うとともに、市と市社会福祉協議会が連携して取り組む。
関連主要事業	⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業　⑶地域社会の子育て機能向上支援事業

⑴⑵市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）が、地域の福祉課題解決のために、地域の社会資源を把握するとともに、課題解決に向けたNPO、福祉事業者、当事者団体、地縁団体、民間事業者、PTA、教育機関等との連携を進めた。
⑶市の子育てコミュニティワーカーが、地域に出向く中で各グループに対して情報提供等の働きかけや、ワークショップ開催などにより、地域活動や社会資源等を結びつけ、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援した。

取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	引き続き、身近な生活圏域で、地域住民が「子育て」「高齢者等の見守り」などのテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。
関連主要事業	⑴地域福祉推進事業　⑵地域振興機能のあり方検討事業

⑴市社協と連携して進めている高齢者等見守り安心委員会の取組、サロン活動や子どもに寄り添う居場所づくりなどの地域住民主体の様々な活動において、地域の福祉課題に関する話し合いが行われ、認知症カフェや高齢者から子どもまで誰もが参加できる地域の居場所の広がりや、避難行動要支援者名簿の提供につながった。
⑵「尼崎市自治のまちづくり条例」に関わる勉強会を各支部社会福祉協議会などに対し計10回開催したほか、取組方針案についての市民説明会を市内各地で計９回開催し、市民意見を踏まえ取組方針を策定した。

取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	地域の人々の学びやスキルを発揮して学校を支援する活動が進むことで、そうした活動に参加している地域住民、団体のつながりづくりを進める。
関連主要事業	⑴学社連携推進事業

⑴市民の学習・活動の成果を子どもの成長支援・学校教育への支援・地域づくりに活かせる機会の創出を図ることを目的として、学校の求めと地域の力をマッチングし、より効果的な学校支援が行えるよう推進員（コーディネーター）を小学校に配置し、地域学校協働本部（地域と学校が協働する体制）の設置を進めた。その他、特別支援ボランティア育成事業や学校ボランティア養成事業を実施し、それぞれの活動の支援や充実を図った。

取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	地域住民と各専門機関、事業所などがともに課題を共有し、解決に向けて協議する場として、介護保険制度における協議体を基盤とした地域福祉ネットワーク会議の設置に向けて取り組む。
関連主要事業	⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業

⑴⑵高齢者の生活支援等について住民主体で話し合う介護保険制度の「協議体」を基盤とした地域福祉ネットワーク会議が６地区に設置された。地域福祉ネットワーク会議では、各地区の特性に応じた多様な活動主体が参画し、地域課題の共有や解決策に向けた話し合いが行われ、サロン交流会やふれあい喫茶などの地域福祉活動の広がりがみられた。
（地域福祉ネットワーク会議に参加する構成団体数　H29：中央8　小田12　大庄7　武庫7　園田7）

取組・方向性⑤（Ｐｌａｎ）	地域福祉ネットワーク会議で話し合われた課題を全市的に共有し、課題に対応した新たな施策等を協議する場として地域福祉推進協議会を設置する。
関連主要事業	⑴生活困窮者自立相談支援事業　⑵地域福祉推進事業

⑴地域における生活困窮者の早期把握及び包括的な支援を図るために関係機関等の緊密な連携・支援体制の構築及び社会資源の開発を行うことを目的とした「生活困窮者自立支援制度推進協議会」を開催し、関係機関との連携強化を進めた。
⑵各地区の地域福祉ネットワーク会議で把握した市全体にかかる課題把握や必要な施策化等を協議する地域福祉推進協議会の設置に向けた検討を進めた。

取組・方向性	活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	実績値 H30	実績値 H31	実績値 H32	実績値 H33
①	地域福祉活動専門員が参加した会議数	→	H29	863	回	863				
	考え方：地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）が参加した地域の会議数を増やす									
②	高齢者等見守り及び高齢者ふれあいｻﾛﾝ実施数	↑	H28	111	団体	139				
	考え方：高齢者等見守り安心事業の実施地区数及び高齢者ふれあいサロンの実施箇所数の合計を増やす									
③	地域学校協働本部の実施校数	↑	H28	7	校	18				
	考え方：市内の全小学校41校での設置目指し、実施校数を増やす									
④	地域福祉ネットワーク会議の参画団体数	↑	H29	49	団体	49				
	考え方：地域福祉ネットワーク会議の参画団体数を増やす									
⑤	指標なし									
	考え方									
	考え方									
	考え方									

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）

①計画に定められた各圏域（①社会福祉連絡協議会圏域、自治会・町会圏域、②小学校区圏域、③6地区圏域、④尼崎市全域）ごとに、話し合いの場づくりが進められている。
②市社協を中心とした働きかけにより、身近な地域での話し合いの場が広がっている。
③小学校を中心として、地域の活動者や活動団体のつながりづくりが進められており、小学校区を圏域としたネットワークづくりが進められている。
④6地区においては地域福祉ネットワーク会議が設置され、住民主体で専門機関等と話し合う場が設置されたことで、多様な活動主体や様々な専門機関が、地域の活動と協働する取組の広がりがみられた。
⑤生活困窮者自立支援制度推進協議会において、各関係団体間での生活困窮者等の支援に関する話し合いが行われている。

今後の取り組み（Ａｃｔ）

①引き続き、各圏域における取組の充実を図る。
②引き続き、市社協と連携し、サロン活動等において、身近な地域の福祉課題を話し合いが行われるよう働きかける。また、地域振興体制の再構築とも連携した取組を進める。
③学校と地域の理解が深まるよう教職員向けの研修等を実施し、今後実施校数の増加へ向けて学校教育と社会教育が連携し、未実施校への推進員（コーディネーター）の配置を含め、地域学校協働本部づくりに取り組む。
④地域福祉ネットワーク会議では、協議内容に応じて高齢者支援だけではなく、地域の福祉課題について、活発な議論が行われるよう、より一層の参加団体等の拡大を含めた活性化が必要である。
⑤平成30年度中に市全体の課題把握や必要な施策化等を検討するための場である地域福祉推進協議会の設置に取り組む。

委員の意見

基本目標２	多様な主体と協働による地域づくり	展開方向２	地域での見守り・支え合いの充実

	評価指標	基準値	方向性	H29	H30	H31	H32	H33	説明等
1	担当区域で地域福祉活動が行われていると答えた民生児童委員の割合	68.0%	↑	−	−				地域での見守り、支え合い活動が行われているかどうかを把握するために、アンケート調査において、地域における身近な相談支援窓口である民生児童委員が、自分の担当区域における地域福祉活動を把握していると回答した割合を増やす。
2	高齢者等見守り安心事業及び高齢者ふれあいサロンの実施数	−	↑	111					高齢者等見守り安心事業の実施地区数及び高齢者ふれあいサロンの実施箇所数を増やすことに取り組む。
3	食や学習支援などを通して子どもに寄り添う地域の居場所の数	5か所	↑	34					食や学習支援などを通して、子どもに寄り添う地域の居場所づくりを支援することで、そうした居場所の数を増やすことに取り組む。
4	孤立感を感じている市民の割合	35.9%	↓	40.0%					様々な地域での見守り、支え合い活動が行われることで、総合計画のアンケート調査において、地域の中で孤立していると感じている市民の割合を減らす。

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

取組・方向性①（Ｐｌａｎ）
訪問型の高齢者等の見守り活動とともに、通い型の住民同士の顔の見える関係づくり（仲間づくり）や閉じこもり予防、介護予防や地域での見守り、支え合いを目的とした、誰もが気軽に立ち寄る交流スペースとなる高齢者ふれあいサロンなど、地域の特性に合わせた多様な高齢者等の見守り支え合いを進める。

関連主要事業
⑴高齢者等見守り安心事業　⑵高齢者ふれあいサロン推進運営費補助金　⑶介護予防事業　⑷緊急通報システム普及促進等事業　⑸認知症対策推進事業

⑴高齢者等見守り安心事業については、事業に理解を示している10カ所の重点地区を定め、働きかけを進めた。年度内の新規立上げには至らなかったものの、１つの社会福祉連絡協議会については、平成30年４月の立ち上げに向けて平成29年10月より試行的に見守り活動が行われた。また、緊急時の通報体制の構築に向け、宅配事業者等の協力事業者との見守り協定に加え、新たに株式会社セブン‐イレブン・ジャパンとの間で「尼崎市地域福祉の推進に関する協定書」を締結した。
⑵週１回以上のサロンの開催等を要件として自主的・定期的に地域で活動するグループやNPO等が福祉会館等において実施する交流活動や介護予防に資する活動等に対して補助を行うことで、身近な地域で高齢者が気軽に参加でき、体操や交流を深める場づくりが進んだ。
⑶身近な地域で気軽に参加できるよう、住民主体で取り組む介護予防事業「いきいき百歳体操」の普及啓発及び自主活動グループに対する活動支援（物品貸出、職員による現地支援）のほか、新たな参加者拡大のために代表者会や交流会を開催した。こうした取組により、参加者の体力の維持・改善効果だけでなく、近隣住民が誘い合って参加を促すといった引きこもり予防などの効果が表れているものの、立ちあがっていない地域があることや社会との接点の乏しい単身高齢者、虚弱・要援護高齢者などへの参加の呼びかけが課題となった。
⑷高齢者単身世帯や身体障害者手帳１級又は２級を所持する障害者単身世帯等の急病や事故等の緊急時に、ボタンを押せば相談センターにつながる発信機及びペンダントを貸与することで、高齢者等の日常生活の安全確保と不安の解消が図られた。
⑸認知症で、万が一行方不明になった場合に備え、警察や見守り協定事業所、民生児童委員等の協力機関と連携して早期発見・保護につなげる「尼崎市認知症みんなで支えるSOSネットワーク事業」の事前登録者が平成29年度末で214人、発見協力依頼が13件となった。

取組・方向性②（Ｐｌａｎ）
子どもに寄り添いながら、地域のつながりの場にもなる食を通じた居場所・交流の場などの取り組みが一層広がるよう検討する。

関連主要事業
⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業　⑶地域社会の子育て機能向上支援事業　⑷子育てサークル育成事業　⑸あまがさきキッズサポーターズ支援事業

⑴⑵⑶市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）や市の子育てコミュニティワーカーが地域の自主的な活動を支援することで、地域の中で子どもに寄り添いながら、地域のつながりの場になる食を通じた居場所・交流の場などの取組が進んだ。
⑷子どもの育ちや子育て世代を地域全体で支えるために、地域で自主的に活動する子育てサークルの活動を支援することにより、登録25サークルが市内で活動している。このサークル活動に関してはリーダーの固定化が見られた。
⑸乳幼児とその保護者が気軽に集い仲間づくりができるつどいの広場（H29:延べ利用者63,058人）により地域における交流の場が作られた。

取組・方向性③（Ｐｌａｎ）
地域の居場所が、世代を超えて、また課題を抱えた当事者も含めて交流できる居場所に発展するよう、取組みを進める。

関連主要事業
⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業　⑶地域社会の子育て機能向上支援事業　⑷地域高齢者福祉活動推進事業

⑴⑵⑶市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）や市の子育てコミュニティワーカーが、様々な居場所において、幅広い世代や当事者が交流できる居場所に向けた働きかけを進めた。
⑷地域高齢者福祉活動推進事業により地域で活動を行う単位福祉協会、社会福祉連絡協議会又はグループを支援することで、高齢者が生きがいをもち、地域における住民交流事業等の自主的な活動が行われた。

取組・方向性	主な活動指標	基準値 方向	年度	数値	単位	実績値 H29	H30	H31	H32	H33
①	要援護高齢者等見守り活動地域	↑	H28	42	地区	42				
	考え方：高齢者等見守り安心事業の実施地区数を増やす									
①	高齢者ふれあいサロン実施数	↑	H28	69	団体	97				
	考え方：高齢者ふれあいサロンの実施箇所数を増やす									
②	子どもに寄り添った居場所数	↑	H28	23	団体	34				
	考え方：食や学習支援などを通して、子どもに寄り添う地域の居場所の増加を増やす									
③	高齢者いきいき事業実施団体数	↑	H28	191	団体	182				
	考え方：助成を受けて活動している社会福祉連絡協議会及び単位福祉協会数を増やす									
	考え方									
	考え方									
	考え方									

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）

①地域住民主体のサロン活動等を通じた見守りや支え合いは広がってはいるものの、担い手の不足や活動者の負担感等から高齢者等見守り活動等をはじめ、新たな活動の立ち上げが課題となっている。
②地域での子どもに寄り添う居場所の広がりの中で、市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）が不登校などの個別課題の把握から支援につなげるなど、地域活動による個別課題の早期把握の仕組みが作られているほか、子ども・子育て支援を地域で考えるきっかけとなっている。
③高齢者を中心とした自主的な活動の促進が図られている。今後は、様々な世代や課題を抱えた当事者も含めた活動を促進することが必要となる。

今後の取り組み（Ａｃｔ）

①引き続き、住民同士の交流を通した見守りや安否確認、身近な地域で気軽に参加できる活動の場づくりを進めるとともに、高齢者等見守り安心事業では、重点地区を選定し、中心的に働きかけを進めることと併せて、新たな推進方法について、市社協と検討を進める。
②③活動の後継者の育成や新たな人材の発掘が課題となっているため、引き続き、情報提供等の側面支援を行う中で、地域住民による主体的な取り組みによる子どに寄り添った居場所づくりや高齢者等により介護予防、生きがいづくりのための場づくりを進め、こうした取組の中から、様々な世代や課題を抱えた当事者も含めた活動となるよう働きかけを行う。

委員の意見

基本目標２	多様な主体の参画と協働による地域づくり	展開方向３	多様な手法による地域福祉活動の推進

	評価指標	基準値	方向性	H29	H30	H31	H32	H33	説明等
1	地域福祉活動等把握数（延べ）	683件	↑	784					地域福祉活動の広がりを評価するために、地域福祉活動の実施団体数を増やす。
2	あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数	51団体	↑	53					地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やす。
3	ソーシャルビジネスの支援数	―	↑	14					ソーシャルビジネスの手法により、尼崎市が抱える課題、これから先に顕著化してくる課題の解決を目指す取り組みを支援するために、尼崎市ソーシャルビジネス支援メニューで支援した団体数を増やす。

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

取組・方向性①（Ｐｌａｎ） ホームページ等を活用して、地域で行われている活動の情報提供を充実させる。

関連主要事業 (1)市民活動情報発信事業、(2)市のHP、SNS(LINE、Facebook、Twitter）などでの情報発信

(1)インターネット上の市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」では、市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行うとともに、相互交流を図る機能を有するポータルサイトを設置している。（市民活動団体登録数　56団体/イベントカレンダー掲載事業数　通算12,625件（月平均211件））
(2)子どもから大人までを対象とした、幅広い身近な学びの情報だけでなく、学んだことや得意なことを活かせる場所が掲載されている年2回発行の尼崎の「学び」の情報を集めたフリーペーパーをHPに掲載し情報発信を行った。

取組・方向性②（Ｐｌａｎ） 活動への参加を希望する人を、その人の希望、知識、経験等に応じて、地域活動につなげる取組みを進める市社協各支部事務局ボラティアセンターの取り組みを支援する。

関連主要事業 (1)地域福祉推進事業　(2)ファミリーサポートセンター運営事業

(1)市社協では、平成29年度から各支部社協にささえあい地域活動センター「むすぶ」を設置し、ボランティア講座等の受講者の中で、地域活動への参加を希望する人を活動につなげる取組を進めており、新たな担い手の確保に取り組んだ。
(2)ファミリーサポートセンター運営事業は、子育て家庭の負担軽減を図るために、会員登録している「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」が会員となって、地域で互いに子育てを支え合う仕組みとして、登録者数は年々増加しており、地域で子どもを育む意識の醸成と主体的な環境づくりの取組を促進した。

取組・方向性③（Ｐｌａｎ） 地域福祉活動の立ち上げ支援、有償ボランティアなど、様々な手法による地域福祉活動の推進に向けた検討を行う。

関連主要事業 (1)地域福祉推進事業、(2)生活支援サービス体制整備事業　(3)地域社会の子育て機能向上支援事業

(1)(2)(3)市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）や子育てコミュニティワーカーが、市民に対する地域福祉活動の理解促進に向けた啓発を行うほか、居場所づくりを希望する市民等に対して助言等を行うなど地域福祉活動の立ち上げ支援を行った。
(1)市社協や子育てコミュニティワーカーと連携して、大学に対し、市民活動団体への学生の参加を働きかけたことで、市民活動団体が授業で活動を紹介する等、市民活動団体と大学との新たなつながりが生まれた。

取組・方向性④（Ｐｌａｎ） 先進的に取り組む活動事例をPRすることで、新たに地域福祉活動へ参画しようとする団体が取り組みやすい環境づくりを進める。

関連主要事業 (1)市民提案型制度推進事業　(2)市のHP、SNS(LINE、Facebook、Twitter）などでの情報発信

(1)市民参加・参画の機会の充実を図ることを趣旨とした提案型事業委託制度、提案型協働事業制度については、応募団体数がほぼ横ばい状況にあるため、制度が効果的に運用されるよう制度のPRや実施手法について点検を行い、制度の情報をまとめたフロー図等を作成しホームページに掲載したほか、事業実施後に市民団体、所管課、制度担当課で活動の振り返りを実施する場を設けるなど、協働の手法について検証を行った。
(2)市のホームページにより、高齢者ふれあいサロン実施一覧やいきいき百歳体操活動グループ一覧を写真つきで掲載するほか、「子育てコミュニティワーカー日記」等により様々な地域の子ども子育て支援活動の発信等を行うことで、先進的に取り組む事例についてPRを行った。

取組・方向性⑤（Ｐｌａｎ） 市職員も一人の地域住民としての役割を果たすため、職員有志によるボランティアグループへの参加や、ワークライフバランス研修の推進による地域活動への参加促進に取り組む。

関連主要事業 (1)ワークライフバランスにかかる職員研修　(2)職員有志によるボランティア活動

(1)職員が子育てや地域活動に積極的に参加しやすい環境をつくるため、ワークライフバランス研修を管理職（部長級及び課長級）を対象に実施し、職場ミーティングを実施することで、ワークライフバランス研修の共有を図った。
(2)ボランティア活動や地域活動のお手伝い等に興味のある職員を隊員として登録し、市職員有志によるボランティアグループ「汗かき隊」により、職員がボランティア活動や地域活動に参加しやすくする取組を進めた。

取組・方向性⑥（Ｐｌａｎ） ソーシャルビジネスの担い手が数多く集まり、生まれ育っていく環境づくりを進めるための支援を検討する。

関連主要事業 (1)ソーシャルビジネス支援推進事業　(2)創業支援事業

(1)ビジネスの手法により社会的課題の解決を図るソーシャルビジネスを振興するためには、まずは「社会的課題の解決という企業」についての認識を広めることが重要であり、この啓発のためのシンポジウムを開催したほか、日本政策金融公庫との連携事業である利子補給制度（H29実績:14件）を実施した。
(2)尼崎市創業支援オフィス「アビーズ」の運営補助を通じた創業支援を行い、これまでのオフィス利用者39名のうち、27名が創業済みとなった。また、開業後、事業安定を望む起業家に対し、エーリックビル賃貸オフィスの賃料補助(H29：新規2件、継続2件）を実施し、財政基盤の安定に寄与した。

取組・方向性	活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	H30	H31	H32	H33
①	市民活動ポータルサイト平均月間アクセス数	↑	H28	2,103	件	2,866				
	考え方：市民活動ポータルサイトの年間アクセス数の月平均件数を増やす									
②	ささえあい地域活動センター「むすぶ」新規登録者数	↑	H29	177	人	177				
	考え方：市社協が各支部事務局に設置した『ささえあい地域活動センター「むすぶ」』の新規登録者数を増やす									
③	地域福祉活動専門員による地域福祉活動組織化及び活動支援数	↑	H29	267	回	267				
	考え方：市社協の地域福祉活動専門員による地域福祉活動の組織化や活動を支援した数を増やす									
④	提案型協働事業及び委託事業の応募団体数	↑	H28	41	団体	44				
	考え方：市民提案型制度の応募数を増やす									
⑤	ワークライフバランス研修の受講者数	↑	H29	182	人	182				
	考え方：ワークライフバランス研修の受講者数を増やす									
⑥	（評価指標３を参照）									
	考え方									

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）

①④様々な分野で、市のＨＰ等を活用した情報発信が進められているものの、若い世代が活用しているSNSを活用した情報発信についても充実が必要となる。（展開方向１－２再掲）
②市社協に対し地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）の人件費や研修経費を補助することで、6支部ごとに新たな担い手の確保が進められている。
③市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）や子ども子育てコミュニティワーカーの側面支援により、地域福祉活動の広がりがみられた。
⑥様々なソーシャルビジネスが立ち上がり、その中には、子育て中の悩みを抱えた母親等が集まり、就労する場としてが生まれるなど、地域課題の解決にも寄与している。

今後の取り組み（Ａｃｔ）

①④引き続き、市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」や市のHP、SNSなどで、効果的な情報発信の充実を図ることと合わせて、市民提案型制度の情報を「市民提案型制度」のFacebookページに掲載し、適宜事業の実施状況を報告するなど、制度の周知を図り、協働事業実施後に市民団体、所管課、制度担当課で活動の振り返りを実施する場を設けるなど、協働手法の検証に取り組む。
②③引き続き、地域福祉活動専門員の専門性の向上に向けた支援等を実施するほか、「支え合いの人づくり支援事業」を推進することで、地域福祉活動に高校生・大学生の参加することによる地域福祉活動の活性化を図る。
⑤職員が地域活動に参加することで、自治のまちづくりを担う一員としての自覚と責任感をもつことにつながると考えているため、より多くの職員が積極的に参加するように取り組みを進める。
⑥引き続き、創業支援の一環として利子補給制度を実施しながら、ソーシャルビジネスについての効果的な情報発信や支援を行う。

委員の意見

基本目標２	多様な主体の参画と協働による地域づくり	展開方向４	社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進

	評価指標	基準値	方向性	H29	H30	H31	H32	H33	説明等
1	地域において何らかの活動に「特に取り組んでいる」と答えた福祉事業者の割合	75.2%	↑	−					福祉事業者の地域貢献の推進を図るため、アンケート調査において、福祉事業者が、地域において何らかの活動に「特に取り組んでいない」「不明」以外を回答した割合を増やす。

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

取組・方向性①（Ｐｌａｎ） 社会福祉法人に対して、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを引き続き行う。

関連主要事業 ⑴社会福祉法人指導監査等事業

⑴指導監査において、地域における公益的な取組の実施状況の把握に努めた。また、未実施の法人に対しては必要な指導助言等を行ったものの、小規模法人では人的・資金的にも活動を拡げることは難しいという課題もあるほか、取組を進めている法人に関しても、なお一層の地域の福祉ニーズを踏まえた取組が求められる。このため、指導監査時に「地域における公益的な取組」について、具体的な内容等の詳細把握に努めるとともに、参考となる情報提供等を行うことで、法人の取組を促す環境整備を進めた。

取組・方向性②（Ｐｌａｎ） 社会福祉法人、企業、NPO、ボランティア団体の取り組みが幅広く周知されるよう、市のホームページ等を活用して庁内外に発信する。

関連主要事業 ⑴みんなの尼崎大学　⑵市民活動情報発信事業

⑴職員が地域で活動している人や団体と出会う「尼崎市民活動図鑑」を職員研修として初めて開催し、15団体、職員42名が参加する中、行政と市民団体がお互いの得意を活かして事業を企画、開催するなど連携事例が生まれた。
⑵インターネット上の市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」では、市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行うとともに、相互交流を図る機能を有するポータルサイトを設置している。（市民活動団体登録数　56団体/イベントカレンダー掲載事業数　通算12,625件（月平均211件））

取組・方向性③（Ｐｌａｎ） 社会福祉法人、企業、NPO等がそれぞれのつよみを活かし、協働して地域の課題に取り組むよう働きかけを行う。

関連主要事業 ⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業　⑶地域社会の子育て機能向上支援事業　⑷市民提案型制度推進事業

<u>⑴⑵地域資源の活用等に向けたネットワーク形成を推進するため、各地区に高齢者の生活支援等について住民主体で話し合う介護保険制度の「協議体」を基盤とした地域福祉ネットワーク会議が6地区に設置された。地域福祉ネットワーク会議では、各地区の特性に応じた多様な活動主体が参画し、地域課題の共有や解決策に向けた話し合いが行われ、サロン交流会やふれあい喫茶などの地域福祉活動の広がりがみられた。（地域福祉ネットワーク会議に参加する構成団体数　中央8　小田12　大庄7　武庫7　園田7）</u>
⑶子育てコミュニティワーカーが地域住民とＮＰＯ法人等の関係機関が地域の子どものためにできることを話し合う場を設けたことをきっかけに、「食」「学習」などを通じた、大人も子どもも交流できる地域の居場所が立ち上がったほか、青少年の育ちを支援するユースワークの取組が地域で進む仕掛けとして、ＮＰＯ法人等と協働して研修会やフォーラムを実施した。
⑷NPO法人等から、障害者の理解を深めるための「市民福祉のつどい」事業や要介護・要支援高齢者への支援活動など、福祉に関する提案もあった。当制度の応募団体数がほぼ横ばい状況にあることから、制度趣旨の周知を図るとともに、協働のまちづくりに関する市民・事業者・行政等の相互理解や地域課題等の共有を図っていく必要がある。

取組・方向性④（Ｐｌａｎ） 社会福祉施設が、地域の交流の場として地域住民にスペースを提供することや、福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。

関連主要事業 ⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業　⑶地域社会の子育て機能向上支援事業　⑷災害時要援護者支援事業

⑴⑵⑶市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）や子育てコミュニティワーカーが、必要に応じて、子どもに寄り添った居場所づくり等の地域の交流の場として社会福祉施設が活用できるよう働きかけを行った。
<u>⑷特別養護老人ホームに働きかけ、高校生、地域住民が参加する要配慮者の避難支援を想定した避難訓練を実施したほか、福祉避難所の拡充に向けて市内社会福祉施設に働きかけを行い、特別養護老人ホーム２カ所と福祉避難所の協定を締結した。</u>

取組・方向性	活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	H30	H31	H32	H33
①	所轄法人における地域における公益的な取組の実施割合	↑	H28	68.6	%	68.6				
	考え方：市が所轄する51社福法人のうち、現況報告書における地域における公益的な取組を記載した団体の割合を増やす									
②	市民活動ポータルサイト平均月間アクセス数	↑	H28	2,103	件	2,866				
	考え方：市民活動ポータルサイトの年間平均アクセス数の月平均件数を増やす									
③	地域福祉ネットワーク会議の参画団体数	↑	H29	49	団体	49				
	考え方：地域福祉ネットワーク会議の参画団体数を増やす									
④	福祉避難所指定施設数	↑	H28	20	施設	22				
	考え方：要配慮者のうち特に支援を要する人の受け入れを行う福祉避難所指定施設を増やす									
	考え方									
	考え方									

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）

①地域における公益的な取組を実施している社会福祉法人は、市内所管法人の半分を超えているが、さらに活動を広げる支援が必要である。
②市のホームページ等を活用して様々な活動が周知されている。今後は、情報を共有することで協働が生まれるように取組を進める。
<u>③多様な主体が協働し、様々な福祉課題の解決に向けた取組が進められている。こうした取組がさらに広がるよう、幅広い分野の団体等との協働が必要となる。</u>
④社会福祉施設の協力により、地域の交流の場の設置や福祉避難所の指定が進んでおり、こうした取組が多くの社会福祉施設に協力を得られるよう働きかけが必要となる。

今後の取り組み（Ａｃｔ）

①市内の社会福祉法人で地域における公益的な取組が広がるよう、他法人の事例紹介等、指導監査時の助言等を行う。
②「市民活動の広場あまがさき」は「市民活動についての双方向の情報送受信のポータルサイト（バーチャルな市民活動センター）」として、連動するFacebookページのさらなる活用を目指すこととし、引き続きポータルサイトの内容を充実させる。また、「尼崎市市民活動図鑑」の研修等を通じて、職員と市民が互いに学び合い活動する事例が増えるような仕掛けを行う必要がある。
③引き続き、市民提案型制度については、応募団体数がほぼ横ばい状況にあることから、制度趣旨の周知を図る。また<u>地域福祉ネットワーク会議は協議内容に応じた活発な議論が行われるよう、参加団体等の拡大を含めたより一層の活性化が必要となるため、市社協と連携しながら、地域課題に取り組む社会福祉法人、企業、NPO等への働きかけを行う。</u>
④引き続き、様々な機会を捉えて先進事例等の情報提供を行うなど、社会福祉施設に向けた地域貢献の働きかけを行う。

委員の意見

基本目標３	誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	展開方向１	包括的・総合的な相談支援体制の充実

	評価指標	基準値	方向性	H29	H30	H31	H32	H33	説明等
1	困り事があった時に「相談できる人はいない」「相談しようと思わない」と答えた市民の割合	3.7%	↓	－					市民が課題を抱えたときに相談しやすい体制が構築できているかを評価するため、アンケート調査において、市民が困りごとがあった時に、「相談できる人はいない」「相談しようとは思わない」と答えた市民の割合を減らす。
2	自立相談支援窓口に相談した市民の割合	0.015%	↑	0.015%					早期把握に取り組む生活困窮者自立支援制度の自立支援窓口である「しごと・くらしサポートセンター尼崎」(平成27年４月開設)に相談に来所した市民の割合を増やす。

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	市政出前講座等やホームページなどを通じて行政等の各相談窓口について広く周知する。
関連主要事業	

市政出前講座・各種研修会やホームページなどを通じて尼崎市の施策や取組、各相談窓口について周知を図った。また、市民課の窓口等で、各種手続きに関するシート（転入、転出、転居、婚姻、離婚、お悔やみ、妊娠・出産）を配布し、各窓口について周知を図った。

取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	「しごと・くらしサポートセンター尼崎」の体制の充実と、地域、専門機関、行政の重層的なネットワークの強化に取り組むことで民生児童委員、市社会福祉協議会をはじめとした関係機関の活動を支援する。
関連主要事業	⑴生活困窮者自立相談支援事業　⑵地域福祉推進事業　⑶生活支援サービス体制整備事業　⑷地域社会の子育て機能向上支援事業　⑸地域包括支援センター運営事業

⑴「しごと・くらしサポートセンター尼崎」では、支援終了者数が増加するなど、生活困窮者の早期把握や複合的な課題解決へとつながる一方で、継続的な支援対象者数の増加に伴い、きめ細かな相談支援や関係機関等から情報提供を受けた市民へのアウトリーチに支障が生じている。
⑵⑶⑸市社協の地域福祉活動専門員と地域包括支援センターが中心となり、地域の高齢者の生活支援等について地域住民が自ら考え取り組む仕組み作りに向けて、6地区に設置された多様な主体が参画する地域福祉ネットワーク会議において高齢者が抱える生活課題等の共有及び必要な取組について協議を進めるとともに、地域福祉ネットワーク会議連絡会では、情報交換及び各地区における今後の取組の方向性等について議論を行った。
⑶平成29年度からスタートした介護予防・日常生活支援総合事業の実施とあわせ、高齢者の健康づくりと地域の介護予防活動の充実を図るため、民間のリハビリテーション専門職（理学療法士等）が中心となった連絡会の立ち上げ支援を行うとともに、今後の具体的な取組に向けて、定期的な情報交換を行った。
⑷子育てコミュニティワーカーが、NPO法人等と連携し、「食」「学習」などを通じた、大人も子どもも交流できる地域の居場所のほか、ユースワークに対する地域での取組が進むよう、市民やNPO法人等の関係団体、行政機関を対象とした研修会やフォーラムを実施した。

取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	民生児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者の相談支援事業所、ハローワークなどの各相談窓口と連携し、地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組む。
関連主要事業	⑴地域福祉推進事業　⑵認知症対策推進事業　⑶在宅医療・介護連携推進事業 ⑷障害者（児）相談支援事業　⑸子ども家庭相談支援体制整備事業 ⑹民生児童協力委員関係事業費、民生児童委員関係事業　⑺精神保健事業 ⑻母子保健相談指導事業　⑼こんにちは赤ちゃん事業　⑽育児支援専門員派遣事業

⑴市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）が、地域住民や民生児童委員、専門機関からゴミ屋敷の住民や孤立した高齢者の相談を受けるとともに、子ども食堂等の地域活動の中で顕在化した不登校児童を把握し、専門機関につなげるなど、早期発見・支援のネットワークの構築を進めた。
⑵認知症あんしんガイド、認知症対応連携パス、初期集中支援事業等により、認知症になっても安心して暮らせる取組の紹介や、早期診断による適切な治療、介入拒否者へのサポートなど具体的な支援を進めた。
⑶医師・看護師・薬剤師など「医療職」と、ケアマネジャー・ヘルパー・施設従事者など「介護職」といった多職種が、患者・利用者の方へ「連携したサポート」を一層強化するための後方支援拠点として「尼崎市医療・介護連携支援センター（あまつなぎ）」の開設、他職種連携ファイル（わたしファイル）の作成、在宅療養ハンドブックの発行などに取り組み、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療機関・介護サービス事業者等の多職種が連携・協力し、患者・利用者が安心して医療・介護を受けることが可能な仕組みづくりを推進した。
⑷委託相談支援事業所における支援力の向上を図るため、「あまがさき相談支援連絡会」を定期的に開催して、事業所間の連携強化を図るとともに、「基幹相談支援センター」に配置した相談支援専門員が事例検討や研修等を企画・立案することで、相談員のスキルアップを図った。
⑸子どもの育ち支援ワーカー（SSW）が就学後の要支援の子どもを早期に発見し適切な支援を行うため、学校現場に福祉の視点を導入し、学校対応力の向上の側面的支援、学校と社会資源とのネットワークの構築を図るための活動に取り組んだ。
⑹住民に最も身近な相談窓口である民生児童委員を対象に、各相談支援機関との連携に向けた個人情報研修を開催したほか、民生児童委員活動において連携する関係機関の連絡先一覧を作成し配布した。
⑺ゲートキーパーの養成や市民啓発、相談活動等に取り組むとともに、平成30年３月に市自殺対策計画を策定した。
⑻乳幼児健診の各種の子どもの発達相談支援事業を通じて、子どもの発達課題を早期発見し、支援につなげ、子どもの健やかな成長発達を促した。
⑼⑽妊娠届時の全数面接、こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健診等を通じ、妊娠早期からの妊産婦や保護者への支援につなげた。

取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	市の各福祉窓口に加え、税や保険料などの窓口を中心に、市民のSOSに気づき、支援につなげるための研修の充実を図り、市職員一人ひとりがワンストップ窓口であることを意識した早期把握、早期対応に取り組む。
関連主要事業	⑴生活困窮者自立相談支援事業　⑵地域福祉推進事業

⑴来庁者の中から生活困窮者を早期発見し支援につなげるため、生活困窮者自立支援制度庁内連携会議を開催し、庁内連携を進めたほか、「尼崎市生活困窮者支援の手引き」を作成し、課題を抱えた市民と接する機会の多い市役所の関係窓口に配布することで、生活困窮者のイメージを共有し、適切な窓口につなげる取り組みを行った。
⑵地域で課題を抱えた市民の早期把握と適切な支援につなげるために、そうした市民と接する機会の多い南北保健福祉センター職員を対象に、民生児童委員や市社協、地域の見守り活動についての研修会を開催したほか、ゴミ屋敷や高齢者のゴミ出し問題などの地域課題の解決に向けて庁内関係各課及び市社協と検討を行った。

取組・方向性⑤（Ｐｌａｎ）	相談者の意欲・能力に応じ、ハローワークなどの関係機関と連携した早期の就労支援のほか、地域の様々な活動やボランティア・職業体験、支援付きの就労訓練などを通じて、自らの社会への帰属意識と自己有用感を高める、段階的な就労支援に取り組む。
関連主要事業	⑴生活困窮者等就労準備支援事業　⑵障害者就労支援事業　⑶地域雇用・就労支援事業　⑷尼崎市シルバー人材センター等補助金

⑴長期離職や就労意欲の減退など直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者等に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図るため、支援段階に応じて就労準備セミナーやボランティア、職業体験を組み合わせて計画的な支援を行った。
⑵市の委託就労支援機関である「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」の利用者数は年々増加傾向にあるため、平成29年度から当該センターの就労支援員を1名増員（計5名）し、特に就労定着に向けた支援の充実を図った。
⑶無料職業紹介は、兵庫労働局（ハローワーク尼崎）と雇用対策協定を締結したことにより、求職者の増加等、一定の成果が見られ当課からの紹介が前年度より20人程度増加した。
⑷平成29年度からの第3次事業活性化計画に基づき、会員数・就業率の向上に取り組むシルバー人材センターに対し、本市の高齢者に対する雇用・就労支援施策の補完的役割を要請した。

取組・方向性⑥（Ｐｌａｎ）	家庭環境や生活環境の影響により、学習や就労訓練の機会を十分得られずに、その結果、成長しても経済的困窮状態におちいるといった親から子への「貧困の連鎖」を防止するための取り組みを進める。
関連主要事業	⑴生活困窮者学習支援事業

⑴学業や進学の環境が十分に用意されない生活保護世帯等の子どもが成長し、再び生活保護世帯や経済的困窮状態に至ることを防止するため、学習支援教室を平成27年度より3カ所設置し、補助学習の支援や社会体験学習等の学習の動機づけに関する支援を行うほか、高校生活に関する相談や情報提供、高校生同士の交流を通じた中退防止支援を実施するほか、養育者に対する養育相談、アドバイス等の養育支援を行った。なお、学習支援教室に積極的に卒業生の参加を働きかけ、卒業生と小中学生との交流を促すことで、小中学生への進学の動機づけとともに、卒業生自身の就学への動機づけにもつながるなどの好循環が生まれた。

取組・方向性⑦（Ｐｌａｎ）	福祉の専門的な支援に加え、多重債務、消費者被害、虐待などに対応した法的支援など、様々な分野別の専門機関と連携するための取り組みを進める。
関連主要事業	⑴生活困窮者自立相談支援事業

⑴支援調整会議に、市社協、弁護士、就労準備支援事業受託者、ハローワーク、行政関係機関が参画し、継続ケースの報告を行うほか、必要な支援策の検討・支援終結の判断を行った。また、地域における生活困窮者の早期把握及び包括的な支援を行うため、生活困窮者自立支援制度推進協議会を開催し、関係機関等の緊密な連携・支援体制の構築について協議を行った（6月、2月）。
さらに、兵庫県弁護士会から派遣された弁護士が月2回の出張や相談を実施するなど、法的支援の必要な方への迅速な支援に取り組んだ。

基本目標３	誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	展開方向１	包括的・総合的な相談支援体制の充実

	評価指標	基準値	方向性	H29	H30	H31	H32	H33	説明等
1	困り事があった時に「相談できる人はいない」「相談しようと思わない」と答えた市民の割合	3.7%	↓	－					市民が課題を抱えたときに相談しやすい体制が構築できているかを評価するため、アンケート調査において、市民が困りごとがあった時に､「相談できる人はいない」｢相談しようとは思わない｣と答えた市民の割合を減らす。
2	自立相談支援窓口に相談した市民の割合	0.015%	↑	0.015%					早期把握に取り組む生活困窮者自立支援制度の自立支援窓口である｢しごと･くらしサポートセンター尼崎｣(平成27年４月開設)に相談に来所した市民の割合を増やす。

取組・方向性⑧（Ｐｌａｎ）	設置予定の子どもの育ち支援センターでは、子どもや子育て家庭の身近な相談から専門的な相談まで幅広い範囲の総合相談や、様々な困難や課題を有する子どもに対し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を総合的かつ継続的に行うため、子どもの育成に関する支援の拠点として取り組みを進める。
関連主要事業	⑴尼崎市子どもの育ち支援センターの機能検討事業

⑴子どもの育ち支援センターの平成31年秋頃の開設に向け、設備・備品、具体の支援事業や組織・運営体制の検討、また、支援経過を一元管理する電子システムの開発に着手するなど、同センターの開設と同時に円滑に業務を行えるよう準備を進めた。
さらに、センター開設を見据えて、子どもの育ち支援センターの周知と発達障害に対する理解を深めてもらうために、平成30年2月に「子ども虐待と発達障害」をテーマにしたシンポジウムを実施した。

取組・方向性⑨（Ｐｌａｎ）	専門機関における支援終結後も、地域のつながりの中でその人らしく暮らしていけるよう、必要に応じて市社会福祉協議会支部事務局と連携して地域福祉活動など地域の支え合いにつなぐ。
関連主要事業	⑴生活困窮者自立相談支援事業　⑵地域福祉推進事業

⑴※取組・方向性①の⑴を再掲
⑵市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）の取組により、身近な地域の中でサロンや子どもに寄り添う居場所などが増えるとともに、こうした活動を通じて地域福祉活動専門員による不登校などの個別課題の把握に繋がった。

取組・方向性	主な活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	実績値 H30	実績値 H31	実績値 H32	実績値 H33
①	市政出前講座開催回数	↑	H28	246	件	224				
	考え方：各課が実施した市政出前講座の開催回数を増やす									
②	(活動指標なし)									
	考え方：									
③	地域福祉活動専門員の相談支援件数	↑	H29	377	校	377				
	考え方：スクールソーシャルワーカーが活動した学校の数を増やす									
④	(活動指標なし)									
	考え方：									
⑤	生活困窮者等就労準備支援事業の登録者数	↑	H28	115	人	82				
	考え方：直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者等を支援する生活困窮者等就労準備支援事業登録者数を増やす									
⑥	生活保護受給者世帯の子どもの高等学校等の進学率	↑	H28	96.9	％	93.5				
	考え方：「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもの高等学校等の進学率を増やす									
⑦	支援調整会議において検討したケース数	↑	H28	362	件	364				
	考え方：支援調整会議により支援策を検討・評価したケースを増やす									
⑧	(活動指標なし)									
	考え方：									
⑨	自立相談支援事業における支援終結数	↑	H28	160	件	272				
	考え方：「しごと・くらしサポートセンター尼崎」が支援し、終結した件数を増やす									

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）

①市政出前講座等を通じて、行政等の各相談窓口について周知を進めている。
②③⑨地域で課題を抱えた市民を早期に把握し、適切な支援につなげるための取組は進んでいる。今後、より一層、南北保健福祉センターをはじめとした専門機関間での連携を強化するとともに、専門機関と身近な相談窓口である市社協や民生児童委員との連携を進めることが必要となる。
④地域における様々な課題に対応するためには、今後も引き続き、早期把握の支援が必要である。
⑤相談者の年齢や能力等に応じて、様々な就労支援に取り組んでいる。
⑥学習支援教室が、小中学生の地域の居場所として、学習への動機づけを含めた学習支援や社会性を育む場となっているが、待機者や実施場所の課題も含めて効果的な運営を検討していく必要がある。
⑦支援調整会議により、様々な機関と情報共有を行った支援策の検討が進められている。
⑧子どもの育ち支援センターの開設に向けて、条例改正等の規定整備や個人情報保護やセキュリティ対策を講じた電子システムの開発、施設整備・備品等の調達、具体の相談・支援事業や組織運営体制について準備等が必要となる。

今後の取り組み（Ａｃｔ）

①引き続き、様々な機会を捉えて各相談窓口の周知を進める。
②③⑨引き続き、南北保健福祉センター職員を対象とした、地域との連携に資する研修等を実施するほか、複合化した課題の早期把握・解決に向けた検討を進める。
④引き続き、様々な職員に対して研修等の充実を図る。
⑤様々な理由により就労に向けた準備の整っていない生活困窮者等に対しては、一般就労に向けた基礎能力の形成を計画的に支援することが必要であり、当該事業への参加が有効と思われる対象者の抽出を進め、積極的に働きかけを行う。
⑥学習支援教室への参加が必要と考えられる世帯への働きかけを行うとともに、高等学校等進学後の中退防止の効果的な手法を検討し取り組む。また、平成30年度から学習支援教室を4カ所に拡充する。
⑦生活困窮者自立支援制度推進協議会に、より多様な分野の関係機関が参画できるよう検討を進める。
⑧子どもの育ち支援センターの本格事業の実施に向けて、ネットワーク構築事業、発達障害・不登校支援プレ事業や人材育成を図るための研修事業等を実施する。

委員の意見

基本目標３	誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	展開方向２	権利擁護の推進

	評価指標	基準値	方向性	H29	H30	H31	H32	H33	説明等
1	成年後見制度利用支援事業の利用者数	51人	↑	123					権利擁護の推進を評価するために、成年後見制度利用支援事業の利用者数を増やす。

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

項目	内容
取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	高齢者、障がい者、子ども等の虐待やＤＶ被害の防止・早期発見に向け広く市民に対して虐待についての広報・啓発や成年後見等支援センターの周知を図るとともに、各分野別の相談窓口とも連携を深め市民等から通報があった場合については関係機関をはじめ必要に応じて警察等とも連携し迅速な対応に努める。
取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	２か所の保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口と、成年後見等支援センターが密接に連携し権利擁護に取り組むために、一体的な設置を進める。
関連主要事業	⑴権利擁護推進事業　⑵成年後見制度利用支援事業（高齢者等、障害者等）⑶障害者虐待防止対策事業 ⑷配偶者等暴力に関する支援事業

⑴⑵南部・北部保健福祉センターの設置にあわせ成年後見等支援センターを2か所設置するなど、相談体制の強化とともに、関係機関との連携を進めた結果、相談対応件数も概ね増加傾向にある。引き続き、成年後見制度の潜在的ニーズがあるものと考えられるため、関係機関との一層の情報共有・連携が必要となる。また、市民後見人活動の育成を行った結果、33人の登録候補者（平成30年3月末現在）のうち8人が市民後見人として活動しており、支援・監督機関である成年後見等支援センターの事例・ノウハウの構築は進んだものの、市民後見人の受任件数は微増となった。
⑶平成30年1月に開設した南部・北部保健福祉センターに「障害者虐待防止センター」を設置し、夜間・休日の虐待通報の受付体制を常時確保した。また、障害者虐待防止法の制度内容や虐待通報先を記載したパンフレット等を作成・配布して周知に努めているが、平成29年7月に実施したアンケート調査の結果をみると、その認知度は減少傾向にある。
⑷被害者本人のみならず、警察や学校、保育所等の他機関からつないでもらい、634件の相談を受け、DV被害者の安心・安全に留意しながら、住居や就労など自立に向けて課題を抱える相談者に対し、関係機関と連携して必要に応じた支援を行った。

項目	内容
取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	市社協が実施している福祉サービスの利用援助事業を推進することにより、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進める。
関連主要事業	⑴社会福祉関係団体等補助金

⑴単身高齢者等の増加を背景に、市社協の実施する福祉サービス利用援助事業（成年後見制度の利用に至らないが、判断能力に不安のある高齢者等を対象に金銭管理等を行う事業）の利用相談が年々増加している。

項目	内容
取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	権利擁護にかかる様々な関係機関が連携するネットワークの強化に努め、福祉サービスの利用支援、虐待等の早期発見、迅速な対応などの取り組みを進める。
関連主要事業	⑴尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業　⑵権利擁護推進事業　⑶成年後見制度利用支援事業（高齢者等、障害者等）、⑷障害者虐待防止対策事業

⑴尼崎市要保護児童対策地域協議会において、児童虐待防止等に関する機関との連携を図り、虐待の発見や早期予防など要保護児童等対策の促進を図った。
⑵⑶国は平成29年3月に策定した「成年後見制度利用促進計画」に基づき成年後見の利用促進が進められており、市でも成年後見基本計画を策定し成年後見の中核機関の設置や関係者とのネットワークの構築など機能の充実に努める必要がある。
⑷障害者虐待の防止対策については、被虐待者への適切な支援に加え、虐待者が虐待を行わなくなるような支援等も必要であり、高度な知識と専門性が求められていることから、「障害者虐待防止センター」において、専門性や即応性を有する人材の確保・育成に努めるほか、地域の支援機関との連携強化に取り組んだ。

項目	内容
取組・方向性⑤（Ｐｌａｎ）	障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取り組みについて、今後設置される協議会において、広報・啓発を図るとともに、障がい者差別の相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取り組みに努める。
関連主要事業	⑴差別解消・コミュニケーション支援等検討事業、

⑴障害者差別に関する相談窓口や関係機関等のネットワークを構築していくため、「障害者差別解消支援地域協議会」を開催（平成29年度は２回開催）し、相談事例等の共有を図るほか、啓発用リーフレットの改定等に取り組んだ。また、障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、地域の関係者を対象とした「市政出前講座」を実施した。

項目	内容
取組・方向性⑥（Ｐｌａｎ）	⑴市職員に対して虐待やDV防止、差別解消に向けた研修等に取り組む。
関連主要事業	⑴差別解消・コミュニケーション支援等検討事業　⑵配偶者等暴力に関する支援事業

⑴障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、新任課長や新採職員を対象とした「職員対応要領」等の研修を開催したほか、市職員の理解促進や必要な配慮に対する取組として、希望者を対象に「手話」研修を開催した。
⑵日常生活を営むうえで悩みを持つ女性からの相談にのる婦人相談員のスキルアップのために、有識者アドバイザーからスーパーバイズを月1回受けるとともに、県等が開催している研修等に積極的に参加するなど、課題を抱えた人と接する機会の多い窓口職員への研修に取り組んだ。

活動指標

取組・方向性	活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	実績値 H30	実績値 H31	実績値 H32	実績値 H33
①	（評価指標１を参照）									
	考え方									
②	（評価指標１を参照）									
	考え方									
③	福祉サービス利用援助事業の年間利用件数	→	H29	100	件					
	考え方：福祉サービス利用援助事業が利用しやすい体制を構築することで、利用件数を増やす									
④	要保護児童対策協議会への相談件数	→	H28	2,506	件	2,423				
	考え方：要保護児童対策協議会に相談があった児童の相談件数を維持する。									
⑤	（活動指標なし）									
	考え方									
⑥	障害者差別解消法の認知度	↑	H29	11.3	人	11.3				
	考え方：地域への研修（講座）開催や啓発用リーフレット等を活用し、認知度を増やす。									
	考え方									

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）

①②④南部・北部保健福祉センターに「障害者虐待防止センター」や「成年後見等支援センター」が設置され、権利擁護を推進する体制の整備が行われており、関係機関のネットワークの構築が進んでいるため、引き続き、当該センターや緊急通報先の一層の周知を図る必要がある。
③利用相談が増加することで、福祉サービス利用援助事業がすぐには利用できない状況にあることから、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進めるためにも市社協の体制整備が必要となる。
⑤啓発用リーフレット等により啓発を進めてきているが、障害者差別解消法の認知度は依然として低いため、引き続き、地域への啓発等に取り組む必要がある。
⑥市職員に対して虐待、DV防止などの研修の実施や差別解消に向けた取り組みが進められている。

今後の取り組み（Ａｃｔ）

①②④引き続き、南部・北部保健福祉センターにおける権利擁護の推進体制を充実させるため、相談支援事業所や地域包括支援センター等の関係機関との連携を密にし、虐待、DV被害等の防止や早期発見、早期対応を行うための関係機関のネットワークの充実を図ることと合わせて、要保護児童等の相談件数は年々増加傾向にあり、児童虐待の防止や早期発見・早期対応のために、相談・通告先の周知、関係機関職員の虐待発見の視点や対応レベルの向上が課題となっている。
③平成30年度より、福祉サービス利用援助事業の人員体制整備にかかる経費の一部を補助する。
⑤「障害者差別解消支援地域協議会」を定期的に開催し、差別事例の共有やその解消に向けた取り組みについて協議するほか、地域への啓発を進めていくため、効果的なリーフレットの活用方法等についても検討していく。
⑥「職員対応要領」や障害の理解につながる研修については、新任課長や新採職員を対象とした研修メニューに位置付け、定期的に開催していく。

委員の意見

基本目標３	誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	展開方向３	適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進

	評価指標	基準値	方向性	H29	H30	H31	H32	H33	説明等
1	福祉事業者が地域へ福祉等に関する情報発信をしている割合	28.8%	↑	－					福祉サービスを提供する福祉事業者が、地域に対する情報の発信ができているかどうかを評価するために、アンケート調査において、福祉事業者が地域への福祉等に関する情報発信をしていると回答した割合を増やす。
2	意思疎通支援事業の利用者数	89人	↑	81人					課題を抱えた方の情報利用が推進できているかどうかを評価するために、意思疎通支援事業における手話通訳及び要約筆記の利用者数を増やす。

主要事業の取組内容と実績等（Do）

取組・方向性①（Plan）
市の関係各課が連携しながら、福祉事業者に行う指導監査等の充実を図るとともに、利用者から寄せられた苦情相談を対応窓口につなぐなど、苦情解決体制の向上を図る。

関連主要事業
⑴社会福祉法人指導監査等事業

⑴社会福祉法人及び社会福祉施設等に関しての苦情等があった場合、法人指導課と事業担当課が連携し、関係者からできるだけ早急に事情の聞き取りを行うことや、実態の把握の必要性が高いと判断するものについては、優先して実施調査を行うなど、実地指導を効果的に行った。また、通常の実地指導時においても、施設や事業所内の苦情処理の体制（受付・解決など）の状況を確認し、状況に応じて指導、助言していくことで、問題発生を未然に防ぐことができるように取り組んだ。

取組・方向性②（Plan）
障害のある市民や外国人市民などで意思疎通に課題を抱える市民に対し、市報や市のホームページに加えて、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）など様々な媒体を通じて、必要な情報を取得するための制度等の情報提供に努める。

関連主要事業
⑴外国語のできる職員応援派遣制度　⑵市報、市HPの活用による情報発信　⑶多文化共生社会推進事業

⑴外国語のできる職員を登録し日本語が出来ない市民が来庁されたときに、必要に応じて派遣しているが、登録職員数は横ばい傾向にあり、窓口来庁外国人市民への対応数は減少しているため、制度として維持するべきかも含め方向性を模索していく。
⑵障害福祉サービス等の内容をまとめた「福祉の手引き」を毎年更新し、市ホームページを活用して広報に努めている。また、「市報あまがさき」の点訳・音訳である「点字あまがさき」「声の広報」や「議会だより」等を発行するとともに、市報においては、障害のある人への「お知らせ欄」にファックス番号を併記するなど、障害のある人に資する施策やまちの情報等の提供を行った。
⑶外国人市民の日常生活をサポートする情報を掲載した5カ国語対応（英語・中国語・コリア語・ポルトガル語・ベトナム語）の「あまがさきスタートガイド」が日常生活で有効に活用されているかの検証を行うため、「外国人市民聞き取りアンケート」(89人）及び「外国人市民わいわいトーキング」（6人）を開催し、外国人市民の意見を聴取した中で、レイアウトや掲載項目など、より多くの人に活用されるための工夫が必要であることを認識した。

取組・方向性③（Plan）
障がい特性に応じて、必要な情報が合理的な配慮のもとで適切に確保、利用できるよう、広報、啓発等に取り組む。

関連主要事業
⑴意思疎通支援事業　⑵差別解消・コミュニケーション支援等検討事業

⑴障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員）の派遣事業を実施しており、平成29年度の派遣実績は、1,346件、81人となっており、近年は増加傾向にある。なお、手話通訳者の確保に向けて養成講座を毎年受講できるよう受講機会の拡大に取り組んだが、未だ修了者数の増加にはいたっておらず、また、派遣事業の支援登録者数も横ばいの状況が続いている。
⑵聴覚障害のある当事者や意思疎通支援者等と協議・検討を重ね、平成29年12月に「尼崎市手話言語条例」の制定・施行した。また、南北の保健福祉センターに、手話通訳者を配置するとともに、両センターや各支所にタブレット端末等を設置し、窓口に来られた聴覚障害のある人等と市役所にいる手話通訳者をビデオ通話で繋ぐなど、意思疎通に配慮した環境整備に取り組んだ。

取組・方向性④（Plan）
個人の課題や地域が抱える課題を共有し、解決策を検討するために、行政がもつ様々な情報を、「尼崎市個人情報保護条例」等の規定に基づく適正な取り扱いのもと、必要に応じて本人等の同意を得ながら、地域の関係者や団体、専門機関の間で共有する方法について検討する。

取組・方向性⑤（Plan）
将来的な取り組みとして、見守りや支え合いを支援するためにＩＣＴ（情報通信技術）を活用して、個人情報を含めた様々な情報を集約、関係機関間で共有し、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい・防犯・防災に係るサービスを一体的に提供する仕組みについて検討を進める。

関連主要事業
⑴地域福祉推進事業　⑵在宅医療・介護連携推進事業

⑴専門的な知識・人材をもつ関西国際大学と共催し、地域の身近な窓口である民生児童委員や市社協、各相談機関が連携するための個人情報保護の取扱いに関する研修会を開催した。
⑵尼崎市医療介護連携協議会において、個人情報の共有に関する次の3つの取組を行った。
①在宅で療養する高齢者等の医療・介護情報を関係者で共有するための「わたしファイル」の試行運用を行い、本格実施に向けた改善を行った。
②高齢者等が入退院時に切れ目なく適切な支援を受けることができるよう入退院調整ルールのブラッシュアップを行った。
③複数の医療・介護情報連携システム（ICT）のテスト実施を行い、その有用性や課題について意見交換を行った。

取組・方向性	活動指標	基準値 方向	年度	数値	単位	実績値 H29	H30	H31	H32	H33
①	苦情等による実施件数	↓	H28	25	件	16				
	考え方：情報提供、苦情、相談等に係る実施件数を減らす									
②	外国語のできる職員登録者の活動実績	↑	H28	14	件	4				
	考え方：外国語のできる職員登録者が活動した実績数を増やす									
③	（評価指標２を参照）									
	考え方									
④	活動指標なし									
	考え方									
⑤	活動指標なし									
	考え方									
	考え方									
	考え方									

計画の評価（Check）

①効果的な実地指導を進めることで、適切な福祉サービスの提供に寄与している。
②福祉サービスだけでなく、まちの情報等の様々な情報が取得できるようHP等を中心に、情報利用の推進が進められているが、今後さらなる充実が必要である。
③手話言語条例が制定・施行されたことで、手話通訳に係る施策の充実や聴覚障害のある人の意思疎通に配慮した環境の整備が図れてきている。
④⑤支援の現場で他機関同士が連携するためには、適切なルールのもと、それぞれの保有する「個人情報」の共有が欠かせないことから、本研修の実施により関係機関間での理解が進んだ。

今後の取り組み（Act）

①引き続き、福祉事業者に行う指導監査等の充実を図る。
②今後、「あまがさきスタートガイド」の改訂を行うとともに、さらに、有効に活用されるよう、見やすさの工夫を含め検討を実施するとともに、障害のある人への情報提供に際して、できる限り障害特性に配慮したものとなるよう、引き続き利便性の向上が必要となる。
③「尼崎市手話言語条例」に掲げる手話の理解や普及等に向けては、啓発用パンフレット等の活用や作成・配布するほか、市民向けの簡単な手話講習会の開催に取り組んでいく。また、様々な障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に向けても検討を進めていく。
④⑤引き続き、関係機関との連携を意識した研修を実施するほか、個人情報の共有にかかるルール等の検討を進める。

委員の意見

基本目標３	誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	展開方向４	要配慮者（災害時要援護者）支援の推進

	評価指標		基準値	方向性	H29	H30	H31	H32	H33	説明等
1	地域にお住まいの要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のために日頃から「取り組んでいる（取り組もうとしている）」と答えた市民等の割合	市民	22.2%	↑	—					要配慮者（災害時要援護者）支援の推進を評価するため、アンケート調査において、市民、民生児童委員、福祉事業者が要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のために日頃から「取り組んでいることはない」「不明」以外の項目を回答した割合を増やす。
		民児童委員	82.1%		—					
		福祉事業者	75.2%		—					
2	要配慮者（災害時要援護者）支援協力団体数		—	↑	21					避難行動要支援者名簿を受け取った地域の団体の数を増やす。

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	避難行動要支援者名簿を整備するとともに、災害時に備えて普段からの顔の見える関係づくりや、避難支援を通じた地域づくりの大切さを知ってもらうための啓発を行う。
関連主要事業	⑴災害時要援護者支援事業　⑵地域福祉推進事業　⑶地域の防災力向上事業　⑷防災対策等事業

⑴⑵「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」を活用し、「自助」及び顔の見える関係を基本とした「共助」の重要性について、市社協や防災士会とともに、地域の集まりや市政出前講座、地域や事業所の訓練等の機会に啓発を行った。
⑶「1.17は忘れない」地域防災訓練や地域防災活動において、要配慮者及び配慮者利用施設の職員等の当事者に訓練等に参加してもらうよう呼び掛け、地域における要配慮者支援への理解向上に努めた。
⑷地域の防災リーダーとなる兵庫県防災士会や「ひょうご防災リーダー講座」修了者と連携し、防災講座25回、防災訓練14回、防災マップづくり2回を協働して実施した。

取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	指針をもとに平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うための支援体制について市民、事業者、関係団体、関係機関とともに整備する。
関連主要事業	⑴災害時要援護者支援事業　⑵地域の防災力向上事業　⑶防災対策等事業

⑴災害時避難行動要支援者名簿情報の提供についての同意確認を行い、作成した避難行動要支援者名簿については、これまで提供していた市内警察署や民生児童委員に加え、新たに市社協に提供するとともに、避難支援体制づくりにご理解をいただいた町会・自治会等に順次提供を進め、平成29年度に7社会福祉連絡協議会及び14福祉協会が名簿を受領し、日頃の見守り活動や避難訓練時に要配慮者への声かけ訓練が実施された。
⑴若い世代が地域の防災活動の担い手となるよう、高校生・大学生と地域や当事者団体、福祉避難所指定施設が協働して取り組む防災マップ作りや避難訓練などの防災教育の支援を行った。（平成29年度：県立尼崎小田高校6回　関西大学1回実施）
⑴行政機関、市社協、民生児童委員連絡協議会、当事者団体、事業所等で構成する「災害時要援護者支援連絡会」を開催し、本市防災の取組について共有するほか、福祉避難所開設運営マニュアル作成手順書（案）について意見交換を行った。
⑵地域での防災マップづくりや防災訓練、防災講座に協力、支援を行い、75の自主防災会のうち、51の団体において防災活動が実施された。
⑶備蓄物資については、南海トラフ巨大地震等の最新の被害想定を踏まえ、食料・生活用品等の量・品目・配置場所等の見直しを行い、高齢者や乳幼児、女性等ニーズの違いに配慮した品目（おしりふき、アレルギー対応品等）の追加を行った。

取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	社会福祉施設等に福祉避難所の設置等についての協力要請を行ない、福祉避難所の拡大等に努める。
関連主要事業	⑴災害時要援護者支援事業

⑴福祉避難所の拡充に向け特別養護老人ホームと協議を進め、新たに特別養護老人ホーム２施設と協定を締結した。また、社会福祉施設のほか、教育施設等の様々な施設との協議を進めた。

取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	福祉避難所において要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、災害時要援護者支援連絡会等での意見を踏まえて、運営マニュアル等の作成を進める。
関連主要事業	⑴災害時要援護者支援事業

⑴災害時のスムーズな福祉避難所開設に資する開設・運営マニュアル作成に向けて、災害時要援護者支援連絡会や特別養護老人ホーム等施設長会と協議を行い、福祉避難所開設・運営マニュアル作成手順書の策定を進めた。

取組・方向性	活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	実績値 H30	実績値 H31	実績値 H32	実績値 H33
①	指針を活用した市民への啓発実施数	↑	H28	0	回	27				
	考え方：地域の集まりや市政出前講座、地域や事業所の訓練等の機会に啓発を行った回数を増やす									
②	（評価指標２）									
	考え方									
③	福祉避難所指定数	↑	H28	20	施設	22				
	考え方：要配慮者のうち特に支援を要する人の受け入れを行うための福祉避難所の指定数を増やす									
④	福祉避難所開設・運営マニュアル作成数	↑	H29	0	箇所	0				
	考え方：福祉避難所ごとの個別の開設・運営マニュアルの作成数を増やす									

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）

①②名簿を受領した地域では、隣近所の顔の見える関係づくりに向けた声かけや、避難訓練が行われるなど、地域における避難行動要支援者の避難支援体制づくりが進められている。
③④社会福祉施設と協議を進めたことで、少しづつではあるが福祉避難所の指定にの理解が進み、設置数は増えているが、避難行動要支援者は約10万人いるため、さらなる拡大が必要である。

今後の取り組み（Ａｃｔ）

①②引き続き、様々な機会を捉えて指針を活用した啓発を行うほか、若い世代が取り組む防災教育を支援するなどにより、地域における避難支援体制づくりを進める。
③市内には、人員、設備面が整い福祉避難所指定の理解が得られやすい入所施設が少ないため、福祉避難所の拡充に向けて、引き続き、高齢者や障害者の支援施設のほか教育施設等の様々な施設とも協議を進める。
④引き続き、福祉避難所開設・運営マニュアル手順書の策定を進め、策定した手順書をもとに福祉避難所指定施設ごとのマニュアル作成及び福祉避難所開設運営訓練の実施に向けた検討を行う。

委員の意見

基本目標３	誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	展開方向５	安全・安心に暮らせる環境整備

	評価指標	基準値	方向性	H29	H30	H31	H32	H33	説明等
1	日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合	58.8%	↑	-					安全・安心に暮らせる環境が整備されているかどうかを評価するために、総合計画のアンケート調査における日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合を増やす。

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	インターネット被害などの新たな手口や被害について、高齢者等の見守り活動等とも連携するなど、子どもから高齢者までの様々な世代に向けた消費者教育や啓発活動を行う。
関連主要事業	⑴消費生活相談事業、⑵消費生活啓発事業、⑶「こども安全・安心・便利」情報提供事業

⑴消費者被害の未然防止及び救済事業として複雑多様化する消費者問題に関する苦情相談、問合せを受け、自主交渉を支援し、問題解決を図るとともに、消費者から訪問販売等に係る苦情の処理のあっせん等消費生活に関する相談を受けた。
⑵特殊詐欺の被害者となりやすい高齢者に対し、各警察署と連携したキャンペーンを行い市民意識の向上や被害の未然防止を図った。また、地域包括支援センターで消費者問題に関する出前講座を行うことで、情報の共有化に取り組んだ。また、県の消費者行政推進交付金等を活用したくらしのトラブル防止セミナー、消費者フェスティバルの開催及び小学生への消費者問題啓発パンフレットの配布等を通じて被害の未然防止に取り組んだ。
⑶就学前児童の保護者などに携帯電話等のインターネット機能を活用して、警察からの不審者情報など子どもの「安全と安心」に関する緊急情報を発信し、地域の子どもを犯罪などから守ることに取り組んだ。

取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	防犯力の高い地域コミュニティづくりを目指して、普段の散歩等、市民それぞれの日常生活の中で気軽に参加できる防犯活動等の取り組みを進める。
取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	街頭犯罪防止や安全・安心を確保する観点から、防犯カメラの設置効果について検証を行い、今後のあり方について検討を進める。
関連主要事業	⑴街頭犯罪防止事業

⑴ひったくり認知件数は対前年比増（H28年度 42件、Ｈ29年度　59件）となっているものの、取組開始前（平成24年）の258件と比較すると継続して減少傾向を維持している。
また、青色防犯パトロール活動を行う地域団体１団体を表彰し、2団体に対し支援（活動用物品支給）を実施したほか、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと防犯のまちづくり協定を締結したほか、自転車盗難対策として警報機付きロックを装備したダミー自転車を活用した全国初の社会実験など街頭犯罪防止の取り組みを進めた。

取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	快適に安心して住み続けられる住宅・住環境の整備を促進するとともに、放置自転車の対策など、誰もが安全・安心に暮らしやすい環境整備に取り組む。
関連主要事業	⑴駅周辺放置自転車対策事業、⑵分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業　⑶市営住宅エレベーター設置事業

⑴民間駐輪場整備補助金（Ｈ26年度開始）により726台の駐輪場を整備し、官民併せて約44,000台の駐輪場となり、啓発や誘導とともに効果的な放置自転車の撤去を実施した。（Ｈ27年度　308回、Ｈ28年度　402回、Ｈ29年度　450回）また、経年劣化で汚損、破損しているバリケード等に代わるサインキューブへの置き換えを市内主要駅周辺に行った。
⑵高齢者等が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るため、分譲マンションの共用部分のバリアフリー化工事に要する費用の一部を助成し、高齢化に適した住まい・まちづくりを推進した。
⑶市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅は、耐震性能やバリアフリー性能に課題があるため、建替えることによって、耐震性能やバリアフリー性能を確保することとしており、市営時友住宅（整備戸数220戸）は平成30年4月に建替えが完了している。この３住宅より後の耐震性能やバリアフリー性能に課題がある市営住宅については、尼崎市営住宅建替等基本計画（平成28年12月策定）に基づいて、建替えやエレベーターの設置等を計画的に行うこととととしており、平成29年度には、エレベーターのない市営住宅（3棟）にエレベーターを設置した。

取組・方向性	主な活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	実績値 H30	実績値 H31	実績値 H32	実績値 H33
①	消費生活センター(尼崎市消費者協会)相談件数	↑	H28	3,164	件	3,036				
	考え方：尼崎市消費者協会に委託して実施している消費生活や消費者問題に関する相談件数を増やす									
②	ひったくり認知件数	↓	H28	42	件	59				
	考え方：尼崎市内におけるひったくり認知件数を減らす									
③	②を参照									
	考え方：									
④	放置自転車台数	↓	H28	570	台	319				
	考え方：市内全駅の駅前放置自転車台数（放置禁止区域内）を減らす									
	考え方：									
	考え方：									
	考え方：									

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）

①関係機関と連携し啓発活動を進めているが、高齢者を対象とした特殊詐欺の被害が全国的に増加傾向にある中、尼崎市も例外なく増加している。また、スマートフォンの普及等により、全国的に20歳未満の若者の消費者被害が増加しているため、さらなる啓発や消費者教育が必要となる。
②③ひったくりや自転車盗難対策への取組が効果をあげ、街頭犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、本市の治安やマナーに関する負のイメージを完全に払しょくするには至っていないことから、これまでの取組に加え、市域外にまたがる広域的な犯罪を抑止するための対策などの様々な施策を展開するとともに、その成果について、より一層のPRを行う必要がある。
④市営・民間住宅のバリアフリーを計画的に進めることで、バリアフリーの住まい・まちづくりが進められた。また、放置自転車対策を進めた結果、放置自転車はＨ27は1,169台、Ｈ28は570台、Ｈ29は319台と3年連続で大幅に減少した。

今後の取り組み（Ａｃｔ）

①高齢者を狙った悪徳商法や詐欺被害の防止に向けて、情報発信・意識啓発の充実に向けた取組について関係機関と協議を行い、消費者被害の未然防止に取り組む。また、引き続き20歳未満の若者の消費者被害の防止に向けた意識啓発に取り組む。
②③自転車盗難の被害が多く発生している駅周辺部など盗難対策重点地域を示す横断幕の設置や、ダミー自転車の地域への貸出など、地域と連携した盗難対策を本格的に実施するとともに、地域と盗難発生状況の情報等を共有化することにより、地域がもつ防犯力を向上させ、街頭犯罪全体の減少に取り組む。
④引き続き、尼崎市営住宅建替等基本計画等を踏まえて、計画的に市営住宅の耐震性能やバリアフリー性能を確保する。また、徹底した啓発と駐輪場への誘導、効果的な放置自転車の撤去を引き続き実施し、放置自転車の抑止抑制に取り組む。

委員の意見

参考資料

関連事業一覧

基本目標	展開方向	方向性	No.	関連事業（市の取り組み）	所属	業務内容
1「支え合い」を育む人づくり	⑴福祉学習の推進	地域での集まり、企業内研修などのあらゆる機会を通じて、地域課題に関心や理解を持つ層を増やす取り組みを進める。	1	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2	人権啓発活動事業費	社会教育課	人権啓発資料による啓発活動や、人権書道・人権作文の朗読や街頭啓発活動などの人権週間のつどいを法務局との協働開催で行うことにより、市民の人権意識の向上を目指す。人権啓発講座等により、人権意識の高揚、定着を図る。
			3	家庭・地域教育推進事業費	公民館	地域社会が大きく変化し、地域全体で子育てをしていく機能が低下する中、地域の持つ教育機能を回復させることなどを目的とし、各種講座事業を実施する。また、子育ての情報・知識を提供し、地域で子育てを支援する環境づくりを目指す。
			4	人権啓発事業費	ダイバーシティ推進課	人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、人権問題講演会や啓発映画の上映をはじめ各種の啓発事業を行う。
			5	企業内人権研修推進事業費	しごと支援課	事業所における人権意識の高揚に資するため、市内の企業内における人権・同和問題の自主的・継続的学習の促進と人権・同和教育の推進を図っている企業人権・同和教育合同研究会に対して、研修事業を委託し、各種研修会・講演会の開催等により、企業内における人権啓発活動の促進を図る。
			6	市民参加・交流・連携推進事業費	公民館	障害者の社会参加を促すため、教養・生活文化・レクリエーション等、喜びと生きがいを広げる学習と健常者の交流により、障害者の住みよい社会づくりを目指す。また、公民館まつり事業等を実施し、グループ相互の交流と地域住民の交流を促進することにより、地域の活性化及び公民館活動の振興を図る。
		個人の単発の学びに終わらないよう、交流・体験などを通じて仲間づくりや福祉活動への参加を促進するなど、参加者自身の知識や能力を活用して行う地域貢献が、自己実現にもつながることを実感し、主体的に参加する意欲を高める取り組みを進める。	1	みんなの尼崎大学事業費	尼崎大学・学びと育ち研究担当	地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットホームとなり、市内の学びの情報やその魅力を発信するなど、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。
			2	親子ボランティア体験学習事業費	社会教育課	親子がともに学習し、その知識を活用したボランティア活動を行うことで、社会貢献活動への参加意識を醸成するなど、学習の成果を活かした人づくりを推進する。
			3	生涯学習推進事業費	公民館	生涯にわたって、自己の能力や個性を伸ばすことができる生涯学習社会の形成に向けた幅広い分野の学習機会を提供する。
			4	社会教育・地域力創生事業費	公民館	地域社会で生活していく上で生じる様々な地域課題や現代社会において、社会問題化している課題等に焦点をあてた事業及び多様化する市民の学習ニーズや学びを通した仲間づくりなどを促す地域お出かけ事業等の実施により、地域を支える人材を育成するとともに、市民の主体的な学習や活動に対する支援を充実していく。
		学校教育を地域が支える取り組みを進めることで、子どもや学生が地域と関わり、地域に対する愛着や誇りが育まれるよう取り組む。	1	学社連携推進事業	社会教育課	地域の人の活動・学習を支援し、その取組の充実や、子どもたち・地域へ還元する機会の創出を図る。
			2	トライやる・ウィーク推進事業費	学校教育課	地域の事業所等を活動場所として、班単位(1班2～6人）でさまざまな体験活動（農林水産体験活動、職場体験活動、文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動、等）を行う。 対象：市立中学校・尼崎養護学校　18校　　期間：9月、11月を中心とし、1校あたり5日
			3	ティーンズミーティング開催事業費	こども政策課	条例の理念である「子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支える」ために必要なことについて、当事者である子ども同士の話し合いを通じて、思い・考えを聴き、必要に応じ、子ども関連事業の構築等につなげるとともに、地域住民等が、今の子どもの育ちに関心をもち、関わる可能性を高めることを目的としている。
		地域社会への関心を高めるとともに、課題解決に向けた知識や技術を学び、次の担い手となるよう、若い世代が地域課題の解決に体験的に取り組むことを推進する。	1	社会福祉関係団体補助金	福祉課	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等への補助を行い、ボランティア活動等を推進する。
			2	あまがさきチャレンジまちづくり事業費	市民活動推進課 地域振興センター	地域住民が自ら地域の課題解決に取り組むなど主体的な地域コミュニティの形成を促進するため、地域で活動を行う団体・グループが実施する事業に対して支援を行う。 〇地域コミュニティ活動支援事業補助 概ね10人以上で構成される市民活動団体が、地域課題解決に取り組む公益的な事業に対して補助する。 〇あまらぶチャレンジ事業補助 概ね10人以上で構成される市民活動団体が、全市、市内の複数の地域にまたがる広域的な範囲で行う公益的な事業に対して補助する。 〇地域活動支援コーディネーター報償費 地域振興センターと連携し市民活動団体の指導・助言を行うとともに団体相互のネットワーク等を推進する。
		【評価指標　地域福祉計画　概要版P18掲載事業】 みんなの尼崎大学の取り組みを活用し、福祉課題の解決に向けた意識を醸成するための体系的な学びの場を作る。	1	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2	みんなの尼崎大学事業費	尼崎大学・学びと育ち研究担当	地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットホームとなり、市内の学びの情報やその魅力を発信するなど、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。
	⑵地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援	若い世代に地域の活動を幅広く知ってもらうために、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などインターネットの活用等による情報発信に取り組む。	1	市民活動情報発信事業費	市民活動推進課	インターネット上の市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」において、市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行うとともに、相互の交流を図ることができる機能を有するポータルサイトを設ける。
			2	市のホームページ、SNS（LINE、Facebook、Twitter）などでの情報発信	各担当課	地域の活動を市のホームページ、facebook等で情報を発信する。
		高校生などの若い世代を対象にボランティア講座等を開催し、その参加者がボランティア講座の企画、運営に参加するなど成果があらわれている。 の企画等を行う市社会福祉協議会のボランティアセンターを支援する。	1	社会福祉関係団体補助金	福祉課	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等への補助を行い、ボランティア活動等を推進する。
		【評価指標　地域福祉計画概要版P18掲載事業】 市民が自ら考え、力を合わせて取り組む公益的な事業を支援する「あまがさきチャレンジまちづくり事業」等において、福祉課題の解決に向けた取り組みを支援する。	1	あまがさきチャレンジまちづくり事業費	市民活動推進課 地域振興センター	地域住民が自ら地域の課題解決に取り組むなど主体的な地域コミュニティの形成を促進するため、地域で活動を行う団体・グループが実施する事業に対して支援を行う。 〇地域コミュニティ活動支援事業補助 概ね10人以上で構成される市民活動団体が、地域課題解決に取り組む公益的な事業に対して補助する。 〇あまらぶチャレンジ事業補助 概ね10人以上で構成される市民活動団体が、全市、市内の複数の地域にまたがる広域的な範囲で行う公益的な事業に対して補助する。 〇地域活動支援コーディネーター報償費 地域振興センターと連携し市民活動団体の指導・助言を行うとともに団体相互のネットワーク等を推進する。
			2	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
		「生活支援サポーター」をはじめ、地域福祉活動を希望する人に対しては、その人の能力、希望に応じてマッチングを行う仕組みの充実を検討する。	1	生活支援サポーター養成事業費	介護保険事業担当	介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業において、比較的軽度な状態にある要支援者等に対する支援者としての生活支援サポーターを養成する。
			2	社会福祉関係団体補助金	福祉課	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターへの補助を行い、ボランティア活動等を推進する。
	⑶地域福祉活動を支援する人材の育成	地域の活動をすなぐ中心的な役割を果たす市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員に対しての支援を行う。	1	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
		各団体との連携に取り組むNPO法人等に対しての支援について検討を行う。	1	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
		窓口で地域課題に接する市職員一人ひとりが、市民が行う活動を支援するために多様な主体をつなぐことを意識するよう地域福祉に関する研修を実施する。	1	自治のまちづくり条例推進事業費	ひと咲き施策推進課	市民、事業者、行政等まちづくりに関わる者の基本的な役割等の内容を盛り込んだ「尼崎市自治のまちづくり条例」を一つのツールとし、広く意識醸成を図るための取組を進めていく。
			2	みんなの尼崎大学事業費	尼崎大学・学びと育ち研究担当	地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットホームとなり、市内の学びの情報やその魅力を発信するなど、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。
			3	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
		多様な福祉専門職が、地域住民と協働するための取り組みについて検討を進める。	1	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2	生活支援サービス体制整備事業費	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。
			3	地域社会の子育て機能向上支援事業費	こども政策課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。

基本目標	展開方向	方向性	No.	関連事業（市の取り組み）	所属	業務内容
２多様な主体の参画と協働による地域づくり	(1)地域を支えるネットワークづくり	地域を支える重層的なネットワークの構築に向けて、市社会福祉協議会の体制の強化に向けた支援を行うとともに、市と市社会福祉協議会が連携しながら取り組む。	1	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2	生活支援サービス体制整備事業費	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。
			3	地域社会の子育て機能向上支援事業費	こども政策課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
		身近に感じる圏域において地域住民が自主的に「子育て」「高齢者等の見守り」などのテーマを継続的に話し合う場の構築を支援する。	1	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2	地域振興機能のあり方検討事業費	ひと咲き施策推進課	「尼崎市自治のまちづくり条例」にのっとり、地域振興機能のあり方における、地域課題の解決に向けた予算執行のあり方等について、市民の意見等を聞きながら、検討を行う。
		地域の人々の学びやスキルを発揮して学校を支援する活動が進むことで、地域住民、団体のつながりづくりを進める。	1	学社連携推進事業費	社会教育課	地域の人の活動・学習を支援し、その取組の充実や、子どもたち・地域へ還元する機会の創出を図る。
		地域住民と各専門機関、事業所など多様な主体がともに課題を共有し、解決に向けて協議する場として、介護保険制度における協議体を基盤とした（仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置にむけて取り組む。	1	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2	生活支援サービス体制整備事業費	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。
		（仮称）地域福祉ネットワーク会議で話し合われた課題を全市的に共有し、課題に対応した新たな施策を協議する場として（仮称）地域福祉推進協議会を設置する。	1	生活困窮者自立相談支援事業費	福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。
			2	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
	(2)地域での見守り・支え合いの充実	**【評価指標　地域福祉計画　概要版P18掲載事業】** 訪問型の高齢者等に見守り活動とともに、通い型の住民同士の顔が見える関係づくり（仲間づくり）や閉じこもり予防、介護予防や地域での見守り、支え合いを目的とした、誰もが気軽に立ち寄る交流スペースとなる高齢者ふれあいサロンなど、地域の特性に合わせた多様な高齢者等の見守り、支え合いを進める。	1	尼崎市高齢者等見守り安心事業費	福祉課	高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせるように、地域住民等による見守り体制の構築を図る。
			2	高齢者ふれあいサロン運営費補助金	高齢介護課	介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業として、週1回以上のサロンの開催等を要件として自主的・定期的に地域で活動するグループやNPO等が福祉会館等において地域の高齢者等に対して実施する交流活動や介護予防に資する活動等に対して補助を行う。
			3	介護予防事業費	包括支援担当	身近な地域で気軽に参加できるように、健康な高齢者も含めた地域ぐるみの介護予防体制を構築していく。
			4	緊急通報システム普及促進等事業費	高齢介護課	ひとり暮らしの高齢者等に対して、外部に急病や事故等の発生を知らせ援助を要請するための通報機器や通報用ペンダントを貸与し、日常生活の安全確保と不安の解消を図る。 緊急時に、この通報機器や通報用ペンダントのボタンを押すと、24時間体制の緊急通報受信センターに連絡ができ、状況に応じて、協力員及び受信センター職員の駆けつけまたは救急車の出動を要請する。
			5	認知症対策推進事業	包括支援担当	高齢化の進展に伴い増加が見込まれている認知症高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進する。 推進のため、①パンフレットによる認知症の正しい理解や本市取組の周知、②認知症サポーター養成拡大と活動の場の充実、③地域の方がひとり歩き・帰宅困難な人を発見し関係機関が身元を捜しやすい仕組みづくり、④初期集中支援事業の実施による支援、により、具体的な支援から連携体制の構築を進める。
		子どもに寄り添いながら、地域のつながりの場にもなる食を通じた居場所・交流の場などの取り組みが一層広がるよう検討する。	1	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2	生活支援サービス体制整備事業費	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。
			3	地域社会の子育て機能向上支援事業費	こども政策課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
			4	子育てサークル育成事業費	こども家庭支援課	子育ての不安感や孤独感の軽減を図り、保護者同士が助け合い、連携して、子育ての問題に取り組むサークル活動を支援する。
			5	あまがさきキッズサポーターズ支援事業費	こども家庭支援課	地域の子育て支援情報の収集発信を行う市民の自主的な活動を育成・支援するとともに育児に関する悩みや負担感を軽減するため、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる交流の場（つどいの広場）を設置する。
		地域の様々な居場所が、世代を超えて、また課題を抱えた当事者も含めて交流できる居場所に発展するよう、取り組みを進める。	1	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2	生活支援サービス体制整備事業費	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。
			3	地域社会の子育て機能向上支援事業費	こども政策課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
			4	地域高齢者福祉活動推進事業費	福祉課	尼崎市社会福祉協議会の各単位福祉協会または連絡協議会等が実施する地域における安全安心活動、引きこもり防止活動、住民交流事業、学習教養・敬愛事業等、高齢者福祉活動推進事業に対し、補助金を交付する。
	(3)多様な手法による地域福祉活動の推進	ホームページ等を活用して、地域で行われている活動の活動の情報提供を充実させる。	1	市民活動情報発信事業費	市民活動推進課	インターネット上の市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」において、市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行うとともに、相互の交流を図ることができる機能を有するポータルサイトを設ける。
			2	市のホームページ、SNS（LINE、Facebook、Twitter）などでの情報発信	各担当課	地域の活動を市のホームページ、facebook等で情報を発信する。
		活動への参加を希望する人を、その人の希望、知識、経験等に応じて、地域活動につなげる取り組みを進める市社会福祉協議会支部事務局ボランティアセンターの取り組みを支援する。	1	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2	ファミリーサポートセンター運営事業費	こども家庭支援課	子育て家庭の負担軽減を図るために、アドバイザーを配置して、会員登録している育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートすることにより、地域の支え合いによる子育て支援を推進する。
		地域福祉活動の立ち上げ支援、有償ボランティアなど、様々な手法による地域福祉活動の推進に向けた検討を行う。	1	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2	生活支援サービス体制整備事業費	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。
			3	地域社会の子育て機能向上支援事業費	こども政策課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
		先進的に取り組む活動事例をPRすることで、新たに地域福祉活動へ参画しようとする団体が取り組みやすい環境づくりを進める。	1	市民提案型制度推進事業費	ひと咲き施策推進課	市民等の市政参画を推進し、政策提案機会の拡大を図る市民提案型の各制度（提案型事業委託制度、提案型協働事業制度）を実施する。
			2	市報、市HPの活用による情報発信	各担当課	地域の活動を市のホームページ、facebook等で情報を発信する。

基本目標	展開方向	方向性	No.	関連事業（市の取り組み）	所属	業務内容
		市職員も一人の地域住民としての役割を果たすため、職員有志によるボランティアグループへの参加や、ワークライフバランス研修の推進などによる地域活動への参加促進に取り組む。	1	ワークライフバランスにかかる職員研修		
			2	市民運動推進事業費	市民活動推進課	市・市民・事業者が一体となったクリーン運動を年1回春に取り組み、平成16年以降、秋は市民、事業者をサポートする。
		【評価指標　地域福祉計画　概要版P18掲載事業】 ソーシャルビジネスの担い手が数多く集まり、生まれ育っていく環境づくりを進めるための支援策を検討する。	1	ソーシャルビジネス支援推進事業費	経済活性対策課	地域社会における多種多様な社会課題を、ビジネスの手法によって解決しようとするソーシャルビジネスを振興するため、支援体制づくりや普及啓発等に取り組む。
			2	創業支援事業費	経済活性対策課	（公財）尼崎地域産業活性化機構が運営する尼崎創業支援オフィスアビース及び人材育成セミナー等の経費の一部を補助する。また、創業を希望する人や創業後間もない人に対して、創業塾等の講座を開催する。
					地域産業課	指定の賃貸オフィスビル（エーリックビル）に入居する創業から間もない事業者（開業から5年未満）の事業安定化や拡大を支援する。
	(4)社会福祉法人、企業、ＮＰＯ等による地域貢献の推進	社会福祉法人に対して、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを引き続き行う。	1	社会福祉法人指導監査等事業費	法人指導課	社会福祉法人や社会福祉施設等の適正な運営や提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、社会福祉法をはじめとする関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査を実施し、必要な指導助言を行う。
		社会福祉法人、企業、NPO、ボランティア団体の取り組みが幅広く周知されるよう、市のホームページ等を活用して庁内外に発信する。	1	みんなの尼崎大学事業費	尼崎大学・学びと育ち研究担当	地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットホームとなり、市内の学びの情報やその魅力を発信するなど、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。
			2	市民活動情報発信事業費	市民活動推進課	インターネット上の市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」において、市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行うとともに、相互の交流を図ることができる機能を有するポータルサイトを設ける。
		社会福祉法人、企業、NPO等がそれぞれのつよみを活かし、協働して地域の課題に取り組むよう働きかける。	1	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2	生活支援サービス体制整備事業費	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。
			3	地域社会の子育て機能向上支援事業費	こども政策課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
			4	市民提案型制度推進事業費	ひと咲き施策推進課	市民等の市政参画を推進し、政策提案機会の拡大を図る市民提案型の各制度（提案型事業委託制度、提案型協働事業制度）を実施する。
		社会福祉施設が、地域の交流の場として地域住民にスペースを提供することや、福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。	1	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2	生活支援サービス体制整備事業費	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。
			3	地域社会の子育て機能向上支援事業費	こども政策課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
			4	災害時要援護者支援事業費	福祉課	災害時要援護者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。
	(1)包括的・総合的な相談支援体制の充実	市政出前講座等やホームページなどを通じて行政等の各相談窓口について広く周知する。	1	市政出前講座、市報、市のホームページ　など	各担当課	市政出前講座や市のホームページ等で各相談窓口について周知している。
		【評価指標　地域福祉計画　概要版P18掲載事業】 「しごと・くらしサポートセンター尼崎」の体制の充実と、地域、専門機関、行政の重層的なネットワークの強化に取り組むことで民生児童委員、市社会福祉協議会をはじめとした関係機関の活動を支援する。	1	生活困窮者自立相談支援事業費	福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。
			2	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			3	生活支援サービス体制整備事業費	高齢介護課	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。
			4	地域社会の子育て機能向上支援事業費	こども政策課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
			5	地域包括支援センター運営事業費	包括支援担当	高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、総合的な相談支援や包括的ケアマネジメント業務等の充実を図る。
		民生児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者の相談支援事業所、ハローワークなどの各相談窓口と連携し、地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組む。	1	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2	認知症対策推進事業費	包括支援担当	高齢化の進展に伴い増加が見込まれている認知症高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進する。 推進のため、①パンフレットによる認知症の正しい理解や本市取組の周知、②認知症サポーター養成拡大と活動の場の充実、③地域の方がひとり歩き・帰宅困難な人を発見し関係機関が身元を捜しやすい仕組みづくり、④初期集中支援事業の実施による支援、により、具体的な支援から連携体制の構築を進める。
			3	在宅医療・介護連携推進事業費	包括支援担当	地域包括ケアシステムの推進にあたり、在宅で生活する要介護・要支援状態の高齢者が増加することから、適切な医療・介護を受けながら住み慣れた地域での生活を継続できるよう、関係機関が連携した支援を提供できる仕組みづくりを推進する。 在宅医療・介護の現状や課題に対し、関係諸団体で構成する協議体にて、情報共有・提供手法や連携相談窓口のあり方など、より具体的な協議を進める。
			4	障害者（児）相談支援事業費	障害福祉課	○　障害者相談支援事業 障害者（児）、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行う。 ○　障害児等療育支援事業 在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する療育機能との重層的な連携を図る。 ○　基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、情報収集・提供及び地域移行に向けた取組等を実施する。
			5	子ども家庭相談支援体制整備事業費	こども総合相談第1担当	就学後のいじめ、不登校、非行など要支援の子どもの早期発見、初期段階対応を重視したケースマネジメントシステムを導入し、既存の要保護児童対応システムとも連携して、適切な支援を実施するため、ソーシャルワーカー等を配置するとともに、スーパーバイザー体制を充実する。
			6	民生児童協力委員関係事業費	福祉課	市民の社会福祉増進に努める民生児童協力委員の活動促進と支援を行う。
				民生児童委員関係事業費	福祉課	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。
			7	精神保健事業費	疾病対策課	精神障害を抱える人が安心して地域で生活を送れるよう、関係機関と連携して支援体制を構築する。入院しても長期入院にならないように地域移行支援を行う。加えて措置入院者に対しても退院後も継続的な支援ができる仕組みを整備する。また、自殺予防のための「ゲートキーパー」の育成、教員等若年層にかかわる層への精神保健に関する知識の普及や「思春期」、「依存症」等の専門相談及び支援を行う。
			8	母子保健相談指導事業費	健康増進課	①「女性の健康支援事業」 女性が自分の健康状態に応じ、的確に自己管理できるように健康教育や健康相談を実施する。 ②「子どもの健康づくり事業」 子どもの成長発達を促進し、子育て中の親を支援するための健康教室、健康相談を実施する。
			9	こんにちは赤ちゃん事業費	健康増進課	子育て支援の入り口として、乳児のいるすべての家庭を、生後概ね2か月以内に訪問員が訪問し、子育て情報を提供し、母子の状況や養育環境を把握することにより、適切なサービスを提供し、子育ての不安や育児負担の軽減をはかる。
			10	育児支援専門員派遣事業費	健康増進課	児童虐待の発生予防のため、出産後まもない時期に養育力が不足している家庭に育児支援専門員を派遣し、養育者の心身の負担を軽減する。

基本目標	展開方向	方向性	No.	関連事業（市の取り組み）	所属	業務内容
3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり		市の各福祉窓口に加え、税や保険料などの窓口を中心に、市民のSOSに気づき、支援につなげるための研修の充実を図り、市職員一人ひとりがワンストップ窓口であることを意識した早期把握、早期対応に取り組む。	1	生活困窮者自立相談支援事業費	福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。
			2	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
		相談者の意欲・能力に応じ、ハローワークなどの関係機関と連携した早期の就労支援のほか、地域の様々な活動やボランティア・職業体験、支援付きの就労訓練などを通じて、自らの社会への帰属意識と自己有用感を高める、段階的な就労支援に取り組む。	1	生活困窮者等就労準備支援事業費	保健福祉管理課	直ちに一般就労に就くことが難しい生活保護受給者及び生活困窮者に対して一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図るため、支援段階に応じて就労準備セミナー及びボランティア・職業体験を組み合わせて計画的に支援を行う。
			2	障害者就労支援事業費	障害福祉課	市の委託就労支援機関である「尼崎市就労・生活支援センターみのり」において、就労相談や職場内実習等の機会の提供、雇用先の開拓や確保、企業との橋渡し、就労・定着に向けた支援等に取り組んでいる。
			3	地域雇用・就労支援事業費	しごと支援課	ホームページ等により雇用・就労、労働条件、スキルアップに関する情報を提供するとともに、雇用・就労に関する一元的な相談窓口において、カウンセリング等を含めた専門相談や労働問題に関する相談を実施する。また、無料職業紹介事業を通じて個別で丁寧な雇用・就労マッチングに取り組む。
			4	尼崎市シルバー人材センター等補助金	しごと支援課	高齢者の能力を活用することが出来る就業機会の増大及び福祉の増進を図るため、尼崎市シルバー人材センターに対して補助金を交付し、活動支援を行う。
		家庭環境や生活環境の影響により、学習や就労訓練の機会を十分得られずに、その結果、成長しても経済的困窮状態におちいるといった親から子への「貧困の連鎖」を防止するための取り組みを進める。	1	生活困窮者学習支援事業費	保健福祉管理課	生活保護世帯及び生活困窮者世帯の子どもが成長し、再び生活保護世帯や生活困窮世帯に至ることを防止するため、地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた学習支援を行うとともに社会性や他者との関係性を育む。また、学習支援を利用した子どもの高校進学後の中退防止にも取り組む。
		福祉の専門的な支援に加え、多重債務、消費者被害、虐待などに対応した法的支援など、様々な分野別の専門機関と連携するための取り組みを進める。	1	生活困窮者自立相談支援事業費	福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。
		設置予定の子どもの育ちに係る支援センターでは、子どもや子育て家庭の身近な相談から専門的な相談まで幅広い範囲の総合相談や、様々な困難や課題を有する子どもに対し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を総合的かつ継続的に行うため、子どもの育成に関する支援の拠点として取り組みを進める。	1	尼崎市子どもの育ち支援センターの機能検討事業費	こどもの育ち支援センター担当	子どもの育ち支援センターの開設に向け、設備・備品、具体の支援事業や組織・運営体制の検討、また、支援経過を一元管理する電子システムの開発着手など、センター開設と同時に円滑に業務を行えるよう準備を進める。 さらに、センター開設を見据え、ネットワーク構築事業、発達障害・不登校支援プレ事業や人材育成を図るための研修事業等を実施する。
		専門機関における支援終結後も、地域のつながりの中でその人らしく暮らしていけるよう、必要に応じて市社会福祉協議会支部事務局と連携して地域福祉活動など地域の支え合いにつなぐ。	1	生活困窮者自立相談支援事業費	福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。
			2	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
	⑵権利擁護の推進	**【評価指標　地域福祉計画　概要版P18掲載事業】** 高齢者、障がい者、子どもなどの虐待やDV被害の防止・早期発見に向け、広く市民に対して虐待についての広報・啓発や成年後見等支援センターの周知を図るとともに、各分野別の相談窓口とも連携を深め、市民等から通報があった場合については。関係機関をはじめ必要に応じて警察等とも連携し迅速な対応に努めます。	1	権利擁護推進事業費	（北部）福祉相談支援課	成年後見支援に係るセンターを設置し、成年後見等に係る専門的な知見を背景に、広く権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター・相談支援事業所等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。
			2	成年後見制度利用支援事業費 （高齢者等）	福祉相談支援課	認知症の増加とともに、核家族化により親族等から支援を受けられない高齢者が増えている。福祉サービスや医療（入院）の利用、金銭の管理などの場面で、本人に代わって成年後見人が適切な判断・契約を行うために、成年後年人の選任・活動を支援する。
				成年後見制度利用支援事業費 （障害者等）	福祉相談支援課	障害者自立支援法の施行後、本人による契約が基本となり、福祉サービスや医療（入院）の利用、金銭の管理などの場面で支障を来すケースがでてきている。本人に代わって成年後見人が適切な判断・契約を行うために、成年後年人の選任・活動を支援する。
			3	障害者虐待防止対策事業費	障害福祉課	障害者等に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の促進、養護者に対する支援のほか、虐待通報の受付や啓発活動等を実施する。
			4	配偶者等暴力に関する支援事業費	福祉相談支援課	「尼崎市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」（平成24年4月策定）に基づき、平成25年4月に配偶者暴力相談支援センターを設置し、絶え間ない支援を実現していく。
		（仮称）保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口と、成年後見等支援センターが密接に連携し権利擁護に取り組むために、一体的な設置を進める。	1	権利擁護推進事業費	（北部）福祉相談支援課	成年後見支援に係るセンターを設置し、成年後見等に係る専門的な知見を背景に、広く権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター・相談支援事業所等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。
		市社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用援助事業を推進することにより、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進める。	1	社会福祉関係団体補助金	福祉課	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターへの補助を行い、ボランティア活動等を推進する。
		権利擁護にかかる様々な関係機関が連携するネットワークの強化に努め、福祉サービスの利用支援、虐待等の早期発見、迅速な対応などの取り組みを進める。	1	尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業費	こども総合相談第1担当・第2担当	児童虐待防止法および児童福祉法の改正を踏まえ、平成18年度12月末に「尼崎市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待等要保護児童の早期発見・早期対応などを図るため定期的に実務者会等会議を実施し児童関連機関が情報交換・共有し、支援方法を検討する。
			2	権利擁護推進事業費	（北部）福祉相談支援課	成年後見支援に係るセンターを設置し、成年後見等に係る専門的な知見を背景に、広く権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター・相談支援事業所等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。
			3	成年後見制度利用支援事業費 （高齢者等）	福祉相談支援課	認知症の増加とともに、核家族化により親族等から支援を受けられない高齢者が増えている。福祉サービスや医療（入院）の利用、金銭の管理などの場面で、本人に代わって成年後見人が適切な判断・契約を行うために、成年後年人の選任・活動を支援する。
				成年後見制度利用支援事業費 (障害者等)	福祉相談支援課	障害者自立支援法の施行後、本人による契約が基本となり、福祉サービスや医療（入院）の利用、金銭の管理などの場面で支障を来すケースがでてきている。本人に代わって成年後見人が適切な判断・契約を行うために、成年後年人の選任・活動を支援する。
			4	障害者虐待防止対策事業費	障害福祉課	障害者等に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の促進、養護者に対する支援のほか、虐待通報の受付や啓発活動等を実施する。
		障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取り組みについて、今後設置される協議会において、広報・啓発を図るとともに、障がい者差別の相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取り組みに努める。	1	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	障害福祉課	障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する協議会を開催する。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進していくため、手話の普及等を目的とする条例の制定に向けた検討協議会を開催する。
		市職員に対して虐待やDV防止、差別解消に向けた研修等に取り組む。	1	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	障害福祉課	障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する協議会を開催する。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進していくため、手話の普及等を目的とする条例の制定に向けた検討協議会を開催する。
			2	配偶者等暴力に関する支援事業費	福祉相談支援課	「尼崎市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」（平成24年4月策定）に基づき、平成25年4月に配偶者暴力相談支援センターを設置し、絶え間ない支援を実現していく。
	⑶適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進	市の関係各課が連携しながら、福祉事業者に行う指導監査等の充実を図るとともに、利用者から寄せられた苦情相談を対応窓口につなぐなど、苦情解決体制の向上を図る。	1	社会福祉法人指導監査等事業費	法人指導課	社会福祉法人や社会福祉施設等の適正な運営や提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、社会福祉法をはじめとする関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査を実施し、必要な指導助言を行う。
		【評価指標　地域福祉計画　概要版P18掲載事業】 障害のある市民や外国人市民などで意思疎通に課題を抱える市民に対し、市報や市のホームページに加えて、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS)など様々な媒体を通じて、必要な情報を取得するための制度等の情報提供に努める。	1	外国語のできる職員応援派遣制度	シティープロモーション事業担当	外国語のできる職員を登録し、日本語が出来ない市民が来庁されたときに必要に応じて派遣する。
			2	市報、市HPの活用による情報発信	各担当課 （障害福祉課）	
			3	多文化共生社会推進事業	ダイバーシティ推進課	お互いの生活や文化を理解・尊重し、外国人市民が安心して安心して快適に生活や行動ができる多文化共生社会の実現に向けた取組を進めるため、外国人市民の実態把握や調査研究を行う。
		障がい特性に応じて、必要な情報が合理的な配慮のもとで適切に確保、利用できるよう、広報、啓発等に取り組む。	1	意思疎通支援事業	障害福祉課	聴覚障害者、音声・言語機能障害者及び盲ろう者が公的機関や医療機関に赴く等、社会生活上外出が必要不可欠なときに、事前に登録している対象者に対して手話通訳者又は要約筆記者若しくは盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。また、その手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成する。
			2	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	障害福祉課	障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する協議会を開催する。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進していくため、手話の普及等を目的とする条例の制定に向けた検討協議会を開催する。
		個人の課題や地域が抱える課題を共有し、解決策を検討するために、行政がもつ様々な情報を、「尼崎市個人情報保護条例」等の規定に基づく適正な取り扱いのもと、必要に応じて本人等の同意を得ながら、地域の関係者や団体、専門機関の間で共有する方法について検討する。	1	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。

基本目標	展開方向	方向性	No.	関連事業（市の取り組み）	所属	業務内容
	進	将来的な取り組みとして、見守りや支え合いを支援するためにICT（情報通信技術）を活用して、個人情報を含めた様々な情報を集約、関係機関間で共有し、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい・防犯・防災に係るサービスを一体的に提供する仕組みについて検討を進める。	1	在宅医療・介護連携推進事業費	包括支援担当	地域包括ケアシステムの推進にあたり、在宅で生活する要介護・要支援状態の高齢者が増加することから、適切な医療・介護を受けながら住み慣れた地域での生活を継続できるよう、関係機関が連携した支援を提供できる仕組みづくりを推進する。 在宅医療・介護の現状や課題に対し、関係諸団体で構成する協議体にて、情報共有・提供手法や連携相談窓口のあり方など、より具体的な協議を進める。
	(4)要配慮者（災害時要援護者）支援の推進	避難行動要支援者名簿を整備するとともに、災害時に備えて普段からの顔の見える関係づくりや、避難支援を通じた地域づくりの大切さを知ってもらうための啓発を行う。	1	災害時要援護者支援事業費	福祉課	災害時要援護者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。
			2	地域福祉推進事業費	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			3	地域の防災力向上事業費	危機管理安全局企画管理課	災害時要援護者支援対策については、健康福祉局が実施している要援護高齢者見守り対策事業と連携する中で、社会福祉協議会をはじめとし、当事者団体、民生児童委員協議会、事業者、NPO等の団体で構成する連絡会を運営し、連携体制の強化を図る。
					災害対策課	防災マップづくり等による地域における防災力向上講座をはじめ、兵庫県が実施する「ひょうご防災リーダー講座」の受講者に対する経費助成を行う。また、提案型事業委託制度を活用した防災セミナーの開催等を通して、市民等の防災意識や地域の防災力の向上を図る。
			4	防災対策等事業費	災害対策課	尼崎市防災総合訓練、「１．17は忘れない」地域防災訓練等、各種訓練を通じて災害時の適切な防災行動力を身につけるとともに、避難場所への誘導板の設置などにより、防災体制の充実を図る。
		指針をもとに平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うための支援体制について市民、事業者、関係団体、関係機関とともに整備する。	1	災害時要援護者支援事業費	福祉課	災害時要援護者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。
			2	地域の防災力向上事業費	危機管理安全局企画管理課	災害時要援護者支援対策については、健康福祉局が実施している要援護高齢者見守り対策事業と連携する中で、社会福祉協議会をはじめとし、当事者団体、民生児童委員協議会、事業者、NPO等の団体で構成する連絡会を運営し、連携体制の強化を図る。
					災害対策課	防災マップづくり等による地域における防災力向上講座をはじめ、兵庫県が実施する「ひょうご防災リーダー講座」の受講者に対する経費助成を行う。また、提案型事業委託制度を活用した防災セミナーの開催等を通して、市民等の防災意識や地域の防災力の向上を図る。
			3	防災対策等事業費	災害対策課	尼崎市防災総合訓練、「１．17は忘れない」地域防災訓練等、各種訓練を通じて災害時の適切な防災行動力を身につけるとともに、避難場所への誘導板の設置などにより、防災体制の充実を図る。
		社会福祉施設等に福祉避難所の設置等についての協力要請を行ない、福祉避難所の拡大等に努める。	1	災害時要援護者支援事業費	福祉課	災害時要援護者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。
		福祉避難所において要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、災害時要援護者支援連絡会等での意見を踏まえて、運営マニュアル等の作成を進める。	1	災害時要援護者支援事業費	福祉課	災害時要援護者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。
	(5)安全・安心に暮らせる環境整備	インターネット被害などの新たな手口や被害について、高齢者等の見守り活動等とも連携するなど、子どもから高齢者までの様々な世代に向けた消費者教育や啓発活動を行う。	1	消費生活相談事業費	消費生活センター・計量担当	消費者被害の未然防止及び救済事業として、消費生活相談事業を実施する。
			2	消費生活啓発事業費	消費生活センター・計量担当	消費者が、自立し健全な消費生活を営むことができるよう、商品及びサービスなど消費生活に関する知識の普及に努め、消費者意識の向上を図る。
			3	「こども安全・安心・便利」情報提供事業費	こども家庭支援課	就学前児童の保護者などに、携帯電話等のインターネット機能を活用して、警察からの不審者情報など子どもの「安全と安心」に関する緊急情報を発信する。また、子育て関連情報も随時提供する。
		防犯力の高い地域コミュニティづくりを目指して、普段の散歩等、市民それぞれの日常生活の中で気軽に参加できる防犯活動等の取り組みを進める。	1	街頭犯罪防止事業費	生活安全課	地域と協働し、地域防犯力の向上を図る。 （主な事業内容）・尼崎市ウォーキングパトロール隊・地域での防犯カメラ設置補助・地域青パト活動団体支援等事業
		街頭犯罪防止や安全・安心を確保する観点から、防犯カメラの設置効果について検証を行い、今後のあり方について検討を進める。	1	街頭犯罪防止事業費	生活安全課	ひったくりの撲滅及び自転車盗難の防止に向けた各種事業を実施する。 （主な事業内容）・可動式防犯カメラ設置運用・街頭犯罪防止実践啓発事業・民間カメラ活用事業等
		快適に安心して住み続けられる住宅・住環境の整備を促進するとともに、放置自転車の対策など、誰もが安全・安心に暮らしやすい環境整備に取り組む。	1	駅周辺放置自転車対策事業費	放置自転車対策担当	放置自転車の撤去や市内に12箇所ある尼崎市立自転車等駐車場の管理運営について、指定管理者による管理運営を行う。
			2	分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業費	住宅・住まいづくり支援課	分譲マンションの共用部分のバリアフリー化改修費用の一部を補助することにより、地域における良好な住宅ストックとして、高齢期に適した住宅の整備、住環境の向上を促進する。
			3	市営住宅エレベーター設置事業	住宅整備担当	市営住宅のバリアフリー性能を確保するため、新耐震基準に基づいて建設された、エレベーターのない片廊下型の住棟へのエレベーターの設置を進める。